発行：京都図書館情報学研究会

中国公共図書館の評価システムと現状

川崎良孝・徐瑛・劉暁丹・徐宏宇 著

中国公共図書館の評価システムと現状

著者
川崎良孝・徐瑛・劉暁丹・徐宏宇

発行　京都図書館情報学研究会

はじめに

1

筆者自身がもともとアメリカ公立図書館の歴史と現状を研究してきたこともあるのだが、日本の図書館研究はもっぱら英米の図書館を主たる研究フィールドとしてきた。東アジア、とりわけ中国や韓国に関する図書館研究は視察報告であったり、断片的な業績であったりすることが多く、少数の例外を除いては、実際の図書館活動の全体像や歴史的展開を解明するという段階には達していない。

ところで日本図書館研究会では 2001 年に上海市図書館学会と学術協定を結び、3 年を周期で相互に国際シンポジウムを実施することになり、それは現在も確実に続いている。3 年の内、1 年を関西で、1 年を上海で、残る 1 年は検討期間として、これまで 7 回の国際セミナーを実施した。一方、上海図書館は 2 年に 1 回、上海国際図書館フォーラム（Shanghai International Library Forum）を開催している。これは数十か国から 200 名程度が参加する大きな大会である。それゆえ 6 年に 1 回は両大会が合一して、2004 年には上海で、また 2010 年には杭州で大きな国際大会が行われ、日本側からもいずれも 15 名程度が参加した。

例えば上海図書館が指導して、上海では図書館利用の共通利用カードを出している。これは端的にいうと、カードを持っていると上海市内の公共図書館を自由に使えるというものである。上海図書館の幹部はこの措置を日本のセミナーで強調したのだが、日本では 1 つの自治体の住民がその自治体内の公共図書館を自由に使えることは当然のことで、それを画期的なサービスと強調する中国側の発表に違和感を感じたのを覚えている。しかし少し調べてみると以下のようなことがわかる。上海市、上海市の各区（および県）、各区の中の街道（郷鎮）は、おのおのが独立した行政単位であって、財政および職員などはおのおので独立している。すなわち自治体が入れ子状になっている。そして上海図書館は各区（県）の図書館にたいして、また区（県）の図書館は各街道（郷鎮）の図書館にたいして、何らの命令権限を有していない。そのように考えるとたしかに共通利用カードの発足と浸透は、非常に大きな事柄である。

そうしたこともあって、中国の図書館に関心を持つようになったのだが、さらにいま 1 つの要因もあった。筆者は 1995 年から大学の管理職になり、筆者が国際交流を柱の 1 つに設定し、そしてその対象国として中国を最重視したため、北京や上海などに行く機会が非

常に増え、1 年に 4 回ほど中国に行き、特に教育状況と教育学関係の研究の状況、大学の状況、それに社会全般の課題や問題点など、中国の教育に関する拠点大学や拠点研究機関の幹部と意見を交換してきた。そうしたことが、中国の図書館状況への関心をいっそう高めたのはまちがいない。それまで、筆者はアメリカ公共図書館の歴史研究を第 1 の柱に、アメリカの図書館における知的自由の歴史的展開と現状を第 2 の柱に研究してきたのだが、中国の図書館に関する研究を第 3 の柱に加えることにした。もっとも、この第 3 の柱は研究といえるものではなく、今後の研究に役立つような基礎的なガイドという側面が強い。いずれ本格的な研究者が現れることを期待している。

2

そうした関心から筆者が発表した文献を、時系列にそって示しておくと次のようになる。

(1) 呉建中・塩見昇・川崎良孝著, 菅待子訳, 川崎良孝編『21 世紀の図書館を考える：中国・日本・アメリカ』京都大学図書館情報学研究会発行, 日本図書館協会発売, 2001 年 10 月, 252p.
(2) 王漢棟・王萍・魏家雨編著, 櫻井待子・徐瑛・川崎良孝訳『調査研究サービスの理論と実際：上海図書館・科学技術情報研究所の経験』（*KSP* シリーズ 5）京都大学図書館情報学研究会発行, 日本図書館協会発売, 2006 年 10 月, 152p.
(3) 呉建中著, 川崎良孝・櫻井待子・村上加代子訳『21 世紀の図書館：世界のなかの中国の図書館』京都大学図書館情報学研究会発行, 日本図書館協会発売, 2007 年 7 月, 251p.
(4) 呉建中・邱五芳・金暁明・範并思・沈麗云著, 沈麗云・櫻井待子・川崎良孝訳『中国の図書館と図書館学：歴史と現在』京都大学図書館情報学研究会発行, 日本図書館協会発売, 2009 年 7 月, 177p.
(5) 金暁明・沈麗云・章騫・川崎良孝著『上海図書館とアウトリーチ・サービス』（*KSP* シリーズ 9）京都大学図書館情報学研究会発行, 2009 年 4 月, 47p.
(6) 川崎良孝編著, 上海科学技術情報研究所信息諮問与研究中心・MIRU 研究グループ作成『揚子江デルタ地域の公立図書館：調査報告書』（*KSP* シリーズ 10）京都図書館情報学研究会発行, 2010 年 5 月, 77p.

(1)『21 世紀の図書館を考える』は呉建中（当時は上海図書館副館長、現在は館長）の図書の翻訳で、それに呉が最新の中国図書館の状況を加筆し、塩見昇と筆者が最近の日本とアメリカの状況を加えたものである。この呉の原書は中国で注目を得ただけでなく、台湾でも翻訳刊行された。(2)『調査研究サービスの理論と実際』は上海図書館と合体した上海科学技術情報センターが実施しているサービスの内容を具体的に示したものである。このサービスを利用しているのは中国の政府関係機関が中心で、日系企業も多い。いわば有料のシンクタンクである。(3) 呉建中『21 世紀の図書館』はもともとが英語の図書で、(1)『21 世紀の図書館を考える』をさらに展開し、そののちの動きを加えたものである。(4)『中国

の図書館と図書館学』は、各領域の専門家に執筆をお願いし、全体として中国の図書館と図書館学の歴史と現状が俯瞰できるように意図したものである。したがって、この図書は中国語の図書の翻訳ではなく、日本語の読者のために書き下ろしたものである。(5)『上海図書館とアウトリーチ・サービス』は写真がたくさん入った報告書で、上海図書館の多様な活動を紹介している。これは中国の大学のアウトリーチ活動を調査した報告書（劉暁丹・庄盛・川崎良孝『中国大学におけるアウトリーチ活動に関する調査報告書：復旦大学と華東師範大学を事例として』（平成 20 年度総長裁量経費研究プロジェクト「大学のアウトリーチ活動の方法開発に関する教育学研究：日中独比較研究を通して京都大学の可能性を探る」個別研究報告書 No. 2）2009 年 1 月）の姉妹版である。最後の(6)『揚子江デルタ地域の公立図書館』は上海から南京にいたる地域を取り上げ、公共図書館の基礎的な実態を解明しようとしたものであり、昆山市図書館についての実地調査を含んでいる。

このようにこれまでは翻訳や個別の図書館の調査、さらには揚子江デルタ地域という一定の広がりを視野に入れた基礎的な調査を行ってきた。そうした訪問調査に際して、いくつかの図書館の玄関やパンフレットに「国家一級図書館」といったことが書かれており、何をもって一級館、二級館、三級館という素朴な疑問をいだいたことが、本調査の発端である。当然ながら、一級館、二級館、三級館と判断するための基準がなければ、こうした格付けは存在しない。そうしたことで、そうした格付けのための基準も含めて、全国的な公共図書館の基準を調べることにした。その成果が本書である。

特に評価格付けの基準については詳細なものが設定され、評価システムも整備されているので、その部分を中心にまとめてみた。例えば地級市の公共図書館をみると、一級館は 142 館あるが、その内、上海だけで 26 を占め、一級館の 5 分の 1 を上海が占めていることになる。これは沿岸部と内陸部の格差を示している。それと同時に、評価格付けの基準自体は全国の図書館状況を意識しており、沿岸部の先進的な都市にとっては、基準自体が低いことを示している。それを意識して、上海では独自の付加基準を設けているのであろう。

一級館、二級館、三級館と格付けされるのに、1000 点満点の内、何点を取ればよいのであろうか。この点は調べたのだが公開されていないようである。これでは三級館が二級館になるためには、どのような取り組みをすれば現実的なのかわからないと思える。

そうした点はともかく、図書館の評価基準はその国の図書館の思想と実践を端的に体現しているものともいえ、日本の図書館にも参考になることを願っている。

川崎良孝

2011 年 5 月 1 日

目 次

はじめに

第 1 章　中国公共図書館の評価現状 3

第 2 章　中国公共図書館の評価システム 7

2.1　「公共図書館建設用地指標」（2008 年） 7

2.2　「公共図書館建設基準」（2008 年） 10

2.3　評価格付け標準 17

2.3.1　省級公共図書館評価標準 18

2.3.2　地、県級公共図書館評価標準 33

2.3.2.1　地級市公共図書館評価標準 38

2.3.2.2　県級市公共図書館評価標準 53

2.3.2.3　区県図書館格付け付加評価標準（上海） 63

第 3 章　地方公共図書館の評価体系 65

3.1　上海市 65

3.1.1　「上海市公共図書館管理方法」（2002 年） 65

3.1.2　「上海市公共図書館サービス標準」（2007 年） 69

3.2　その他の省市 72

第 4 章「国際大都市図書館指標体系」 73

京都図書館情報学研究会の出版物

図表一覧

図表 1　中国公共図書館の数 3
図表 2　2009 年中国公共図書館の評価結果 4
図表 3　公共図書館建設用地指標 8
図表 4　公共図書館の設置原則 9
図表 5　公共図書館の建築面積、蔵書冊数、閲覧座席数の指標 11
図表 6　公共図書館の各種部屋の使用面積比率 12
図表 7　公共図書館各種部屋設置表 13
図表 8　公共図書館評価格付けの仕組み：上海の場合 17
図表 9　省級公共図書館格付けプロセス：上海図書館の場合 18
図表 10　省級公共図書館評価標準 21
図表 11　地、県級公共図書館評価格付けの仕組み：上海区県図書館の例 33
図表 12　2009 年上海区県図書館評価結果 34
図表 13　地級市公共図書館評価標準 39
図表 14　県級市公共図書館評価標準 54
図表 15　上海市区県図書館評価格付け付加標準 64
図表 16　「上海市公共図書館管理方法」 65
図表 17　「上海市公共図書館サービス標準」 69
図表 18　主要省区市図書館の図書館政策採択状況 72
図表 19　国際大都市図書館の指標体系 74

中国公共図書館の評価システムと現状

第１章

中国公共図書館の評価現状

中国公共图书馆的评估现状

公共図書館は、各級の政府の資金により設立された社会向けの図書館であり、公益性文化事業部門として位置づけられている。政府が社会向けに提供した公共物でもある。その建設用地は政府が無償で提供し、経費も基本的に公費でまかなわれる。現在、中国の公共図書館は行政級に応じて、国家級、省（直轄市：北京・上海・重慶・天津、自治区）級、地級市、および県級市の 4 つの級に分けられている。2009 年には、これらの 4 つの級に属する公共図書館は 2,833 館に達している。内訳として、国家級図書館が 1 館、地方公共図書館が 2,832 館である。図表 1「中国公共図書館の数」が示すように、館数は着実に増加する傾向にある。

図表１　中国公共図書館の数

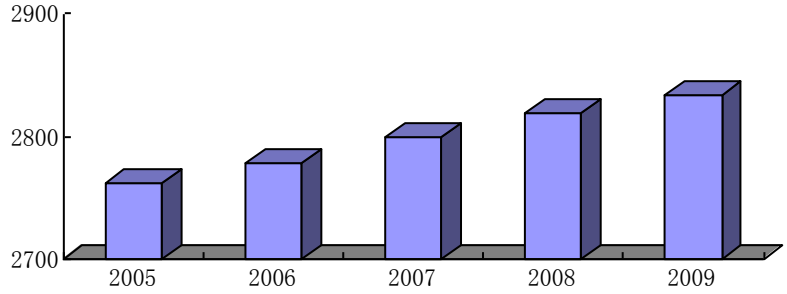

	2005	2006	2007	2008	2009
館数合計	2,762	2,778	2,799	2,819	2,833
中央	1	1	1	1	1
地方	2,761	2,777	2,798	2,818	2,832
（上海）	(28)	(28)	(30)	(29)	(29)

参考資料：『中国文化年鑑』各年号、上海図書館学会のデータによる

1994 年に中華人民共和国文化部（以後「文化部」と略称する）は、県級市以上の公共図書館にたいして 1 回目の格付け評価を行った。そののち、1999 年、2004 年、2009 年という具合に 3 回の格付け評価を行い、合計 4 回の格付け評価を行ってきた。各格付けの級別は、1 級図書館、2 級図書館、3 級図書館（以後「一級館」、「二級館」、「三級館」と略称する）とし、格付け標記および認証書を発行する。本書は 2009 年に行われた最新の評価活動を中心にまとめていく。

2009 年、文化部は県級市以上の公共図書館を対象にして 4 回目の評価活動を実施した。評価に参加した図書館は 2,234 館で、県級市以上の公共図書館全体の 80 パーセント弱を占めている。その内訳は、省級の図書館が 49 館、地級市の図書館が 314 館、県級市の図書館が 1,871 館であった。それは地級市図書館全体の 75.3 パーセント、県級市図書館の 76.5 パーセントを占めている。そして 2010 年 2 月 1 日に文化部が公表した 4 回目の公共図書館格付け評価結果によると、一級館は 480 館、二級館は 410 館、三級館は 894 館で、全国の県級市以上の図書館の 63.3 パーセント（評価参加館の 80.0 パーセント）に等級が付与されている（図表 2「2009 年中国公共図書館の評価結果」参照）。

図表 2　2009 年中国公共図書館の評価結果

	省級	地級	県級	合計
評価参加館	49	314	1,871	2,234
評価結果				
一級館	39	142	299	480
二級館	5	65	340	410
三級館	/	66	828	894
合 計	44	273	1,467	1,784

格付け結果によると、2004 年の 3 回目の評価以後、中国の公共図書館事業は安定した発展を示しているといえよう。2004 年の公共図書館評価に比べると、参加した図書館が 200 館、等級に格付けられた館数が 344 館増加し、例えば一級館に格付けされた図書館は 136 館増加している。一級館、二級館、三級館の増加率は、それぞれ 9.8 パーセント、24.0 パーセント、39.5 パーセントであった。青海省、海南省、チベット自治区を除いた参加地域はすべて一級館を擁し、最も一級館の数が多かったのは江蘇省で 63 館であった。

上海市の場合、評価活動に参加した館数の比率、一級館の比率、等級館の比率は、それぞれ 100 パーセント、96.6 パーセント、100 パーセントという高い数値になっている。

今回の評価格付け活動にみられる全体的な特徴は次のようにまとめられる。(1)評価の基準自体が高くなったものの、評価活動に参加した館は大幅に等級をあげている。とりわけ一級館の数は、前回の 344 館から 480 館に 136 館も増え、増加率は 39.5 パーセントに達した。(2)等級図書館の施設に関しても、ハード面での大きな進歩があった。二級以上の図書館の必須条件としては、ハード面に関する要求が高くなり、特に図書館面積と近代的な設

備、データベース、ネットワークなどの項目にたいする要求が高くなっている。したがって、二級以上の図書館のハード面の水準が目立って向上しているといえる。(3)等級図書館のサービスも向上している。これは必須条件である年間増加冊数や年間貸出冊数が前回の評価基準より高くなったにもかかわらず、二級以上の図書館数が 2004 年よりも 100 館増加したことに表れている。公共図書館のサービスが目立って強化されたことを示し、特に文化共有プロジェクトの実施および関連サービス展開の普及をみると、図書館サービスの水準と力量が大きく向上したことがみてとれる。

一方、今回の評価格付け活動を通じて公共図書館の発展を制約する複数の問題も明らかになっている。まず、依然として公共図書館法が制定されていない。図書館事業の発展には法的基盤と政策の保障が不可欠であるが、そうした基盤を欠いている。各レベルの政府が図書館事業に示す関心は安定を欠き、図書館事業の発展に不可欠な継続性と長期性が確保されていない。

2 番目の問題は資源の投入が不足していることである。2008 年の場合、中国文化事業費に占める公共図書館事業費は 19.3 パーセントにすぎない。文化事業費とは、主に博物館、図書館、芸術館、記念館、文化芸術団体、それに新聞、通信、ラジオ、テレビ、出版といった部門への経費支出を示す。県級市の公共図書館を例にとると、図書購入費の総額は毎年増加しているものの、文化事業経費における図書購入費の支出比率は毎年低減している。2005 年の時点では、県級市の公共図書館図書購入費は文化事業総経費支出の 10.9 パーセントを占め、平均すると各館が新規に購入した図書は 2,500 冊となっていた。しかし 2008 年になると、県級市の公共図書館図書購入費が文化事業総経費に占める比率は 10.3 パーセントに減少した。なお 2008 年の場合、中国における公共図書館の人口 1 人当たりの平均蔵書冊数は 0.41 冊で、国際図書館連盟（IFLA）が定めた 1.5 冊から 2.5 冊という基準からみると、著しく低い。

3 番目の問題は事業発展の均衡が取れていないことである。都会と農村の差、東部と西部の差がいっそう拡大しつつある。北京、上海、江蘇省、浙江省、山東省、福建省、広東省といった沿岸部を中心とする図書館事業は急速に発展しているものの、西部地域との差は拡大している。例えば文化事業経費の配分比をみると、中西部地域が総人口の 3 分の 2 を占めるのにたいして、文化事業費は全国総配分額の 44 パーセントにすぎない。なお中国全体をみた場合、現在の公共図書館の蔵書数は 5 億 5 千万冊で、平均すると住民 1 人当たり 0.41 冊にすぎない。また県級市の公共図書館だけを取り出すと、2,444 館の総蔵書冊数は 2 億 2 千万冊で、これは 1 館当たり 10 万冊に満たないことを示している。全体としてみると依然として公共図書館の水準は高いとはいえない。

4 番目の問題は専門的人材が慢性的に不足していることである。専門的人材の現状は時代のニーズに合っていない。高級専門人材、特に学術的な指導者が不足している。それに学際的な専門的人材も少ない。また科学研究における創造力が不足している。専門人材の積極性、能動性、創造性などが充分に発揮されていない。なお 2008 年をみると、公共図書館

の職員数は 52,021 名で、中級以上の専門職資格を持つ職員は 20,137 名、職員数の 38.7 パーセントとなっている。

注：簡単に中国の行政組織と図書館の関係について説明しておく。

「省級」とは、第 1 級の行政組織としてある 22 の省、5 つの自治区、4 つの直轄市を指す。自治区としては以下の 5 つがある。内モンゴル自治区、広西チワン族自治区、チベット自治区、新疆ウイグル自治区、寧夏回族自治区。直轄市は以下の 4 つである。北京、上海、重慶、天津。

「地級市」とは、第 2 級の行政組織で、地区、自治州、盟を指す。地区は省クラスの行政単位と県クラスの行政単位の中間に位置する行政単位である。州と名のつく行政単位は少数民族のための自治州のみで、中国政府は国民を漢族と 55 の少数民族に区分し、これらの民族に一定の自治を認めている。こうした自治州は吉林省、湖北省、湖南省、四川省、貴州省、雲南省、甘粛省、青海省、新疆ウイグル自治区に 30 の自治州が設置されている。盟とは内モンゴル自治区に存在する行政単位である。

「県級市」とは、日本でいう市に比較的近い行政単位である。少し古いが 2009 年の統計では、このクラスの行政区は 2,858 あり、平均人口は約 65 万人である。

図書館について具体的に例示すると、上海市は直轄市で省レベルに相当する。その中の区の図書館（例えば浦東新区図書館、楊浦区図書館、楊浦区少年児童図書館など）は「地級市」の図書館に位置づけられている。また崇明県図書館、浦東新区陸家嘴図書館、楊浦区延吉図書館などが「県級市」の図書館に位置づけられている。

なお、各区には街道（郷・鎮）と呼ばれる独立した行政体があり、区は街道（郷・鎮）で地理的には覆われており、そこに街道（郷・鎮）図書館がある。その下に位置する住民に一番近い社区などの図書館がある。こうした図書館が「基層」に位置する図書館とされる。

江蘇省の揚子江デルタ地域には、蘇州、無錫、常州、鎮江、南通、揚州、泰州などの地区がある。蘇州地区の中には、蘇州市、昆山市、呉江市、常熟市、張家港市などの市や県が存在する。この場合、「地級市」の図書館とは蘇州地区の蘇州図書館を指し、昆山市、呉江市、常熟市、張家港市などの市や県の図書館は「県級市」の図書館に相当する。

なお、昆山市を例にとると、昆山市には街道（郷・鎮）という独立した行政体があり、市は街道（郷・鎮）で地理的に覆われており、そこには街道（郷・鎮）図書館がある。その下に位置する住民に一番近い社区（村）などの図書館がある。

第2章

中国公共図書館の評価システム

中国公共图书馆的评价体系

現在、中国の公共図書館評価システムの構築は、主に中華人民共和国文化部が担っている。既存の標準の中心となるのは、「公共図書館建設用地指標」（2008 年）、「公共図書館建設標準」（2008 年）および公共図書館評価格付け標準という 3 つである。「公共図書館建設用地指標」、「公共図書館建設標準」では、建築用地、建設に関する統一的な指導標準を示している。一方、文化部は公共図書館評価格付け標準をもとに 5 年毎（1994 年、1999 年、2004 年、2009 年）に公共図書館の評価格付けを行っているが、毎回の評価格付けの標準とプロセスは、各回で少しずつ異なっている。

本章では、第 1 節で「公共図書館建設用地指標」、第 2 節で「公共図書館建設標準」を紹介する。そして第 3 節では評価格付けの評価項目、評価システム、および具体的な評価について、少し詳しく説明することにする。

2.1 「公共図書館建設用地指標」（2008 年）

2008 年 6 月 1 日より、住宅・都市農村建設部、国土資源部、文化部の許可で発行された「公共図書館建設用地指標」が正式に実施されるようになった。中国で初めての文化施設の建設に関する国家標準である。「公共図書館建設用地指標」により、公共図書館用地の無償分配と土地の無償使用に関して、国が政策的な根拠を持つようになった。そして、図書館建設について統一的な計画、合理的な配置、柔軟な土地運用などに役立っている。

「公共図書館建設用地指標」は公共図書館の計画と建設に適用され、新築、改築および増築計画を含む。この指標では、公共図書館はサービス対象の人口に応じて、大型館、中型館、小型館に分け、各サービス人口をさらに細分化して細かな指標を設けている。そして用地指標の設定は、その都市の人口規模と構造、社会経済的な発展状況、人文と自然環境条件など、地域の特徴を充分に考慮しなければならないとしている。とりわけ公共図書館のサービス対象人口、サービス提供地域の半径を考慮して、合理的に建設用地の計画的配置と用地規模を確定する必要があるとする。その概要を示したのが、図表 3「公共図書館建設用地指標」である。なお大型館の主要機能は「文献情報資料の貸出などの日常的公益性サービス、文献の保存、研究、業務指導と訓練、文化普及など」にあり、中・小型館の主要機能は「文献情報資料の貸出や文化普及などの日常的公益性サービス」にある。

図表 3　公共図書館建設用地指標

分類	サービス人口（万人）	蔵書冊数（万冊/件）	建築面積（㎡）	容積率	建設密度（%）	用地面積（㎡）
大型館	150	130	20000	≥1.2	30~40	11000~17000
	200	180	27000	≥1.2	30~40	14000~22000
	300	270	40000	≥1.3	30~40	20000~30000
	400	360	53000	≥1.4	30~40	27000~38000
	500	500	70000	≥1.5	30~40	35000~47000
	800	800	104000	≥1.5	30~40	46000~69000
	1000	1000	120000	≥1.5	30~40	52000~80000
中型館	30	30	5500	≥1.0	25~40	4500~5500
	40	35	6500	≥1.0	25~40	5500~6500
	50	45	7500	≥1.0	25~40	6500~7500
	60	55	8500	≥1.1	25~40	7000~8000
	70	60	9500	≥1.1	25~40	8000~9000
	80	70	11000	≥1.1	25~40	8500~10000
	90	80	12500	≥1.2	25~40	9000~10500
	100	90	13500	≥1.2	25~40	9500~11000
	120	100	16000	≥1.2	25~40	10000~13000
小型館	5	5	1200	≥0.8	25~40	1200~1500
	10	10	2300	≥0.9	25~40	2000~2500
	15	15	3400	≥0.9	25~40	3000~4000
	20	20	4500	≥0.9	25~40	4000~5000

注 1. サービス人口は図書館が所在する都市あるいはサービス地域内の総人口（常住人口）

2. 大型館の蔵書冊数が 1,000 万冊を超えた場合、100 万冊ごとの増加に応じて建設用地 5,000 ㎡を新規に増加することで調整する

3. 用地面積は 1 つの館を建設する用地面積（2 か所での建設を含む）の総面積を示している

4. 図書館用地は、公共図書館建築用地、集散場所、緑化用地、駐車場を含む。駐車場は自転車の駐輪と自動車の駐車を含む。自転車駐輪は 100 ㎡当たり 2 つの駐輪スペースとの標準で設置する。小型館は基本的には自動車駐車場を設置しない。大型館と中型館の駐車場は地下を中心に利用する。地上に駐車場を設置する場合、面積は建設用地総面積の 8%を超えてはならない

「公共図書館建設用地指標」では、サービス人口、サービス地域の半径に応じた公共図書館用地の確保を要求し、大型、中型、小型の図書館による公共図書館体系を形成するこ

とを重視した。異なる図書館の場合、異なる機能、異なる蔵書冊数、異なる建物規模を有するが、図書資料を共通で貸出返却することを可能にする実用的で効率のよい公共図書館サービス・ネットワークの形成を目指している。図書館設置に関しては、大型館が担当する 6.5 キロメートルのサービス半径内においては、中型館を設置する必要はない。また大型館、中型館が担当する 2.5 キロメートルのサービス半径内においては、小型館を設置すべきではない。場所の選択に際して、公共図書館は、人口が集中し、公共交通機関が発達し、環境が良好で、静かな地域を選択するのがよい。参考までに、図表 4「公共図書館の設置原則」を示しておいた。

図表 4　公共図書館の設置原則

サービス人口（万人）	設置原則	サービス半径（km）
≥150	大型館：1～2 か所まで設置 サービス人口が 400 万を超える場合、2 か所に分けるのが好ましい	≤9.0
	中型館：50 万人当たり 1 か所設置	≤6.5
	小型館：20 万人当たり 1 か所設置	≤2.5
20～150	中型館：1 か所設置	≤6.5
	小型館：20 万人当たり 1 か所設置	≤2.5
5～20	小型館：1 か所設置	≤2.5

「公共図書館建設用地指標」は、初めて以下に示すような重要な提起をした。まず、最も重要なのはサービス人口という概念である。これまで公共図書館の 4 つの級別（国家級、省級、地級、県級）は、行政区画にそって設定されていた。しかしながら異なる地域の異なる都市では、同じ行政レベルであっても、人口に大きな差が存在する。そして人口が公共図書館のサービス対象者数を左右することとなり、当然ながら文化施設が必要とする用地の多少をも決めることとなる。このような認識から、「公共図書館建設用地指標」が提出したサービス人口という概念は、公共図書館が社会に開放かつ提供する日常的なサービスの対象となる人口を指す。そして公共図書館が計画され建設されるとき、サービス対象として確定すべきサービス人口は、公共図書館の実際の利用人口を土台にすべきである。つまり都市戸籍人口ではなく、戸籍人口と外来暫住人口を含む当地の常住人口を元に算出されなくてはならない。

第 2 は用地の級別原則に関係する。つまり指標の制定では、現行の行政管理級別に基づく用地の規模の決定ではなく、都市規模およびサービス人口に基づいてサービスの需要を決めることを通じて、公共図書館用地の規模を決定する。これは国際図書連盟の考えに基づくものである。

第 3 は用地分布原則である。公共図書館は、都市の中心、人口密度の高い地域、交通の便利な場所、公共交通機関が便利な場所、それに静かな環境の所に設立されなくてはならない。

第 4 はサービス半径という概念である。サービス半径というのは、利用者が公共図書館に到達する距離を指す。これは原則上、利用者が公共図書館に着くのに必要な時間を限定標準として設ける。この 2 つの側面は相互に関連している。現在では、徒歩、自転車、公共交通機関で公共図書館を利用する人が、95 パーセント以上を占めている。しかし都市の規模が異なると、外出の仕方、公共図書館訪問にかかる時間についての容認度も異なってくる。都市の規模が大きいほど、公共交通機関で公共図書館を利用する人が多い。都市の規模が小さいほど、自転車と歩行で利用する人が多い。大型、中型、小型の公共図書館に応じて、指標では大型館の場合、公共交通機関あるいは自転車を利用して、60 分（待ち時間と乗換え時間を含む）以内に図書館に着くことを目処としている。それに応じるサービス半径は 9 キロメートルである。中型館は 30 分を目処とし、そのサービス半径は 6.5 キロメートルである。小型館は 20 分以内を目処とし、そのサービス半径は 2.5 キロメートルである。人口密度が高くない地域に設立された公共図書館をみると、利用効率が上がらない図書館がある。また、公共交通機関が発達していない地域に設立された公共図書館では、大部分の利用者の外出の仕方に合わないため、図書館の利用は低い。

第 5 は用地設置原則である。この原則の制定により、現在の行政級別による管理方式が生んだ建設規模や用地規模と直接的に結びついていた問題を回避できる。すなわち公共図書館の建設規模と用地規模は、サービス人口と直接的に関連づけられることになる。同時にこの原則は、都市公共図書館の全体的な用地水準だけでなく、公共図書館の建設用地にたいしても技術的に保障することになる。また公共図書館体系の将来の発展に向けて、好ましい基礎を作ることにもなる。さらに他にも関連する技術的な指標を提出した。例えば容積率、緑地率、建設密度、建築階数といったことである。

2.2 「公共図書館建設標準」(2008 年)

文化部が編集し、「住宅及び都市・農村建設部」と国家発展改革委員会が許可した「公共図書館建設標準」（建標 108-2008）が 2008 年 11 月 1 日より正式に施行され、前節で示した「公共図書館建設用地指標」に続く中国のもう 1 つの統一的な標準が生まれた。この標準は、公共図書館建設を指導し、公共図書館建設がいっそう科学的、法制的、規範的に進むための重要な標準であり、その第一歩である。

「公共図書館建設標準」は、公共図書館建設項目の規模等級付けと項目構成を確定した。この標準は、公共図書館の総建築面積と項目毎の面積に指標を与え、公共図書館の建設場所の選択、全体配置の原則を提出し、公共図書館を建設する過程での基本的な必要事項を明確にしている。図表 5 が示すのは、「公共図書館の建築面積、蔵書冊数、閲覧座席数の指標」である。

図表 5　公共図書館の建築面積、蔵書冊数、閲覧座席数の指標

規模	サービス人口（万）	建築面積		蔵書冊数		閲覧座席数	
		面積（㎡/千人）	建築面積（㎡）	蔵書冊数（冊、件/人）	蔵書冊数（万冊、件）	閲覧座席（席/千人）	総閲覧座席（席）
大型	400～1000	9.5～6	38000～60000	0.8～0.6	320～600	0.6～0.3	2400～3000
	150～400	13.3～9.5	20000～38000	0.9～0.8	135～320	0.8～0.6	1200～2400
中型	100～150	13.5～13.3	13500～20000	0.9	90～135	0.9～0.8	900～1200
	50～100	15～13.5	7500～13500	0.9	45～90	0.9	450～900
	20～50	22.5～15	4500～7500	1.2～0.9	24～45	1.2～0.9	240～450
小型	10～20	23～22.5	2300～4500	1.2	12～24	1.3～1.2	130～240
	3～10	27～23	800～2300	1.5～1.2	4.5～12	2.0～1.3	60～130

注 1. サービス人口 1,000 万人を超えた場合、1,000 万人口の平均蔵書冊数、閲覧席数の指標を参照。サービス人口 3 万以下の場合は公共図書館を設立しない。文化館などの文化施設と併設し、図書館部分の面積は 3 万人のサービス人口の平均蔵書冊数、閲覧席数の指標を参照

2. サービス人口が 2 つのデータの間にある場合、直線内挿法で面積、蔵書、座席数を確定する

こうした「公共図書館建設標準」は以下に説明するように、4 つの特徴を有する。

第 1 に、既に指摘したようにサービス人口に基づいて公共図書館の建設規模を確定するという原則を確立した。そしてサービス人口はサービス範囲内の常住人口と定める。この原則に基づいて、今後の公共図書館の規模の大きさは、行政等級に左右されず、完全にサービス人口を土台にすることになる。サービス人口が 20 万人以下の場合、800～4,500 平方メートルの小型公共図書館を建設する。人口が 20～150 万人の場合、4,500～20,000 平方メートルの中型公共図書館を建設する。150～1,000 万のサービス人口であれば、2～6 万平方メートルの大型公共図書館を建設する。サービス人口に基づいて公共図書館の建設規模を確定することは、公共文化サービスの「以人为本」（人間中心）、「普遍均等」（一律均等）、「恵及全民」（全国民に恵み）という原則が、公共図書館という施設の建設に具体的に適用されたことを物語っている。これはまた国際的な流れにも合致している。サービス人口という考えは、社会に普遍的で均等な図書館サービス体系を構築するという目的にたいして、確固たる基礎を据えたといえるであろう。

第 2 の特徴として、系統的な公共図書館建設を目指して、現実および近い将来を見渡す指標を提出しているということがある。サービス人口を土台に公共図書館の建設規模を確定するには、一連の具体的な指標を設定して、それを実現する必要がある。この標準は、初めて明確に 5 年から 10 年後の公共図書館の建設規模について、考慮すべき主たる指標を

提出した。例えば、サービス人口 1 人当たり 0.6～1.5 冊の蔵書冊数、千人当たり 0.3～2 席の閲覧座席数、そして千人当たり 6～27 平方メートルの建築面積を有する図書館である。同時に例えば閉架書庫、開架書庫、閲覧室書架における 1 平方メートル当たりの蔵書冊数（おのおの 280～350 冊、250～280 冊、250 冊）、閲覧座席毎の占用面積（一般閲覧室や児童閲覧室では 1 席当たり 1.8～2.3 平方メートル、特別閲覧室では 3.5～5 平方メートル、視覚障害者閲覧室では 4 平方メートルなど）などの指標を提出した。また「公共図書館建設標準」では適応性を高めるために、サービス機能、文献使用の数量と種類、および当地の経済発展の水準という 3 つの要因を使い、公共図書館の建設規模を適当に調整するとした。一連の指標の形成は、サービス人口を土台に据えるという原則をいっそう具体化し、公共図書館の建設規模を決定するに際して、根拠や規則にそって運用することを可能にした。

図表 6　公共図書館の各種部屋の使用面積比率

No.	使用区分	比率（%）		
		大型	中型	小型
1	蔵書区	30～35	55～60	55
2	貸出閲覧区	30		
3	レファレンス・サービス区	3～2	5～3	5
4	公共活動と補助サービス区	13～10	15～13	15
5	業務区	9	10～9	10
6	行政事務区	5	5	5
7	技術設備区	4～3	4	4
8	総務保障区	6	6	6

第 3 に、現代の図書館理念を具現化し、現代図書館のサービス方式と相応する公共図書館の館内配置を提出している。「公共図書館建設標準」は、公共図書館のスペースを機能によって区分して 8 種類 41 項に分け、各種類の部屋について面積比例を提出した（図表 6「公共図書館の各種部屋の使用面積比率」参照）。また大型、中型、小型といった異なる規模の公共図書館において、各種設備の必要性についても指導意見を提出した（図表 7「公共図書館各種部屋設置表」参照）。公共図書館の全体配置、外観造型、室内装飾、環境保護、省エネ、防災防火、建築設備などにたいして、原則を設定したのである。例えば、公共図書館が大空間構造を採用すべきことを明確に提出した。また中小型図書館が蔵書と閲覧の一体化の設計を実行することを明確に規定した。現状との比較では、蔵書区域と貸出閲覧区域が占有する面積の比率を高めたといえる。またインターネットの配置、情報資源の配置、技術設備にたいしても、比較的に高い標準を提出している。上述の指標や要求は、総合的に各レベルの公共図書館の現状を分析し、公共図書館の主要機能、諸サービスの開拓、現

代技術の応用、人文精神の需要に応じることを考慮して、建築と施設が図書館サービスの方式の変革と革新の要求に適応するように配慮したものである。公共建築の「機能性の優先、経済的な運用」という方針を実際に具現化するための指標といえるだろう。

以下に示す図表 7「公共図書館各種部屋設置表」はサービス人口を土台に、大型館、中型館、小型館でのフロアー・プランなどを考えるときの、基本的な留意事項であり、指標である。図表 6「公共図書館各種部屋の使用面積比率」で示した、(1)蔵書区、(2)貸出閲覧区、(3)レファレンス・サービス区、(4)公共活動と補助サービス区、(5)業務区、(6)行政事務区、(7)技術設備区、(8)総務保障区といった 8 つの部分についての詳細である。なお以下の図表 7 の中で、「●」は設置が不可欠、「△」は設置が可能、「×」は設置する必要がないことを示している。図表 7-1 の「基本書庫」を例にとれば、2 万平方メートル以上の大型館では不可欠、4,500 平方メートル以上の中型館では必要性によって設置を決め、4,500 平方メートル以下の小型館では不必要ということである。また小型図書館については、2,300 平方メートル以上の館、すなわちサービス人口 10 万人以上を想定している。

図表 7　公共図書館各種部屋設置表

図表 7-1　公共図書館各種部屋設置表：(1) 蔵書区

項目構成		大型	中型	小型	内　容	備　考
蔵書区	基本書庫	●	△	×	保存書庫、補助書庫など	職員の仕事、休憩に使う面積を含む。開架書庫は出納台と読者活動区域を含む 使用面積： 閉架書庫 280～350 冊/㎡ 開架書庫 250～280 冊/㎡ 閲覧室蔵書区 250 冊/㎡
	閲覧室と書庫（一体化）	●	●	●		
	特別書庫	●	●	△	古本善本書庫、地方文献書庫、AV 資料庫、マイクロ資料庫、外国文献書庫、および書道、絵、レコード、木版、地図などの文献の書庫など	

図表 7-2　公共図書館各種部屋設置表：(2) 貸出閲覧区

項目構成		大型	中型	小型	内　容	備　考
貸出閲覧区	一般閲覧室	●	●	●	新聞、雑誌閲覧室、図書貸出室など	職員の仕事、休憩に使う面積を含む。出納台と読者活動区 閲覧座席使用面積： 1.8～2.3 ㎡/座
	高齢者閲覧室	△	△	△		
	児童閲覧室	●	●	●	少年児童の雑誌閲覧室、図書貸出室、玩具閲覧室など	
	特別閲覧室	●	●	△	古本善本閲覧室、外国文献閲覧室、工具書閲覧室、地図閲覧室、地方文献閲覧室、マイクロ資料閲覧室、参考図書閲覧室、研究用閲覧室など	閲覧座席使用面積： 3.5～5 ㎡/座
	視覚障害者閲覧室	●	●	△		閲覧座席使用面積： 4 ㎡/座
	マルチメディア閲覧室	●	●	●	電子閲覧室、視聴文献閲覧室など	閲覧座席使用面積： 4 ㎡/座 （総面積は「中国文化情報資源共有プロジェクト」の端末設置およびサービス提供の要求に満たす）

図表 7-3　公共図書館各種部屋設置表：(3) レファレンス・サービス区

項目構成		大型	中型	小型	内　容	備　考
レファレンス区	受付、検索	●	●	●		小型館は 18 ㎡以上
	総出納台	●	●	×		
	レファレンス	●	●	△	専門のレファレンス・サービス・カウンター、レファレンス・サービスの組織、レファレンス・サービス専用のパソコン・コーナーなど	

図表 7-4　公共図書館各種部屋設置表：(4) 公共活動と補助サービス区

項目構成		大型	中型	小型	内　容	備　考
公共活動と補助サービス区	手荷物預り、飲用水	●	●	●		
	読者休憩所	●	●	△		
	展示コーナー	●	●	×		大型館：400～800 ㎡ 中型館：150～400 ㎡
	ホール	●	●	×		大型館：300～500 席、貸出閲覧区とは別に単独に設置する 中型館：100～300 席 0.8 ㎡/座以上
	総合活動室	△	△	●		小型館は 50～300 ㎡の総合活動室だけを設置し、展示、講座などに使う 大・中型館はホール以外に総合活動室を設置できる。
	育成訓練室	●	●	×	読者を育成訓練するのに使う教室と場所	大型館 3～5 中型館 1～3
	応接室、貴賓室など	●	●	×		
	読者サービス（コピーなど）	●	●	●		

図表 7-5　公共図書館各種部屋設置表：(5) 業務区

項目構成		大型	中型	小型	内　容	備　考
業務区	資料の収集と整理	●	●	●		
	配送センター	△	△	●	街道、郷鎮の図書館の図書購入の一括化、配送を行う	
	指導、協調	●	●	●	下級館を指導、協調する	
	典蔵、研究、イラスト設計	●	●	×		
	情報処理（デジタル資源を含む）	●	●	×		

図表 7-6　公共図書館各種部屋設置表：(6) 行政事務区

項目構成		大型	中型	小型	内　容	備　考
行政事務区	行政事務室	●	●	●		「党政機関事務用建設基準」を参照して（国家発展計画委員会計投資[1999]2250）実施
	会議室	●	●	●		

図表 7-7　公共図書館各種部屋設置表：(7) 技術設備区

項目構成		大型	中型	小型	内　容	備　考
技術設備区	コンピュータ・コントロール室（サーバー室）	●	●	●		「中国文化情報資源共通システム」設備の使用面積を含む。職員の作業、休憩に使う面積
	コンピュータ・ネットワーク管理、メンテナンス室	●	●	△		
	文献消毒	●	●	●		
	衛星受信	●	●	△		
	映像コントロール	●	△	×		
	マイクロ化、表装修復	△	△	×		

図表 7-8　公共図書館各種部屋設置表：(8)総務保障区

項目構成		大型	中型	小型	内容	備考
総務保障区	配電室、変電室	●	●	△		職員の仕事、休憩に使う面積を含む
	電話交換室	●	●	△		
	貯水池（箱）、ポンプ室	●	●	△		
	通風・空調室	●	●	△		
	ボイラー室/熱交換ステーション	●	●	△		
	メンテナンス、各種の倉庫	●	●	△		
	監視室	●	●	×		
	レストラン	△	△	×		

第 4 に公共図書館の環境整備を重視している。従来の公共図書館の建設は建物建築を重視し、環境整備を軽視する傾向があった。「公共図書館建設標準」は、環境と関連のある要件を盛り込んでいる。例えば公共図書館の敷地選定の規定（第 1 節「公共図書館建設用地指標」参照）である。また公共図書館の建設内容については、建物建築、敷地、建築設備、それに技術設備を含んでいる。そして技術設備には、コンピュータやインターネット設備、それに関連周辺機器などを含めている。さらに公共図書館の建物外道路、柵、照明、緑化、消防、配管配線などについても、計画的な建設を目指している。公共図書館の建設では、主体建築と館区建設（8 種類の館区）の均衡を意識している。そうしたことで、公共図書館の建設が都市建設と調和をもって展開され、公共図書館が知識情報の伝達、文化活動の基地、娯楽交流の場としての機能を十分に発揮できるようにすることを意図している。

2.3　評価格付け標準

公共図書館の評価格付けは文化部が 5 年毎に行う。図書館の基礎建設、資源配置、業務規範、読者サービス、内部管理などには、厳格な評定標準を設けている。目的は図書館事業の発展と促進にある。2009 年の第 4 回評価格付けは文化部社会文化司が実施した。評価対象は省級、地級市、県級市の公共図書館（少年児童図書館を含む）で、評価期間は 2009 年 8 月から 12 月であった。上海図書館、上海市少年児童図書館は文化部の評価を、他のすべての区県の図書館は上海市文化放送映像テレビ管理局が委託した専門家グループの評価を受けた。上海での評価格付けの仕組みを示したのが図表 8 である。

図表 8　公共図書館評価格付けの仕組み：上海の場合

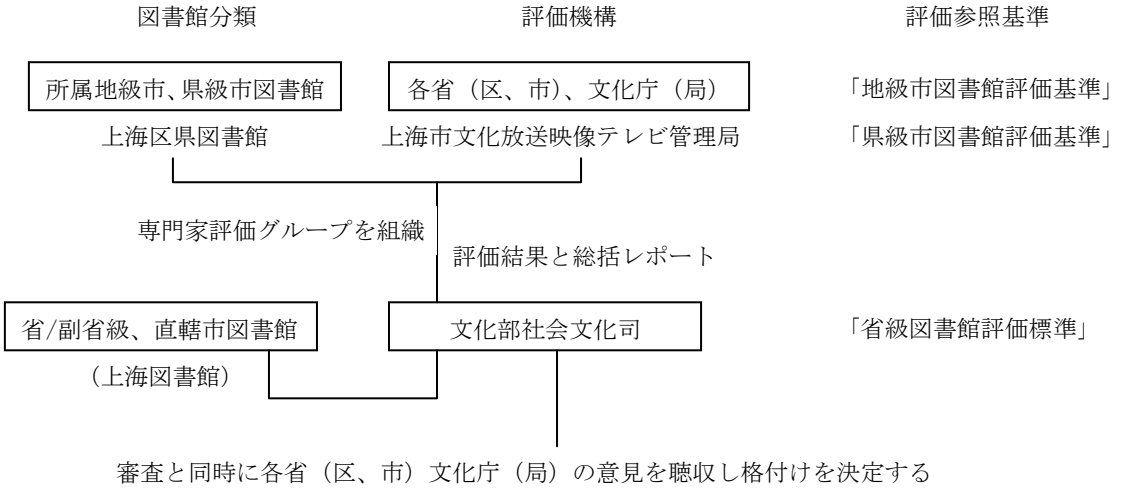

注 1. 閲覧者を受付ける全図書館は評価に参加しなければならない。改造や移転などで閉館中の場合、管轄権を有する文化行政部門の許可があれば評価に参加しなくてよい

注 2. 専門家評価グループは副研究員以上で、図書館評価標準を熟知する経験者で構成される

中国の図書館評価標準を ISO11620[1]および英国などの標準と比較すれば、中国の省級図書館評価標準に含まれている各指標の方が詳細である。しかし中国の指標の場合、ほとんどが絶対数値を用いている。例えば、建物建築面積、閲覧室面積、閲覧座席、コンピュータの台数、年間増加冊数、年間貸出冊数、年間延べ入館者数、開架図書冊数などに相当する指標をみると、ISO11620 や英国などでは「人口 1 人当たり」という考えを用いている。後者は異なる図書館を横断的に比較するのに利点を有する。なお中国の省級図書館の評価指標には、国際会議で発表した論文数、それに表彰、奨励といった指標があるが、これも中国の特色といえる。

2.3.1 省級公共図書館評価標準

省級図書館評価格付けを受けた上海市の図書館は、上海図書館と上海市少年児童図書館の 2 館で、いずれも一級館という格付けを得た。これまでの 3 回の格付けと異なるのは、最新の格付けの重点がハード面の建設から、持続的な発展、すなわちサービスの質などの側面に転換したことにある。図表 9「省級公共図書館格付けプロセス：上海図書館の場合」では、評価格付けの過程を上海図書館を例に図示しておいた。

図表 9　省級公共図書館格付けプロセス：上海図書館の場合

	評価プロセス	仕事内容
	スタート準備	計画の制定、データと資料の記入、システム構築
	↓	
	評価班の設置	監督班と工作班の設置、各業務部門の資料の確認
	↓	
	自己評価	各業務部門が標準に基づいて自己判定
	↓	
不足の充実	フィードバック情報の収集	資料の取りまとめ
	↓	
不足の充実	サンプル調査	閲覧者へのアンケートの配布、模擬調査の実施
	↓	
	評価資料の準備	データ、状況説明、原資料、評価報告など
	↓	
	市文化放送映像テレビ管理局の検査	監査の指導、および不足の充実
	↓	
	文化部、監査班の評価	文化部格付け班が図書館と市文化放送局の報告を聞き取り実地調査、監査を行い、格付け監査班がフィードバック意見を行う

[1] ISO11620：1998(E)情報と文献---図書館業績指標、この評価標準体系は、世界各国、各種類の図書館が業績評価を参照するために提供されている

2004 年に実施された第 3 回の省級公共図書館格付けを参考にしつつ、第 4 回の結果も視野に入れて、この間の上海図書館の図書館サービスの進展を、調査訪問によって実地に調べてみた。便宜的に「基礎業務」、「サービス」、「共有制度」、「研究と科学的管理」にまとめ、進歩、改善がみられる事柄を以下にまとめてみた。

基礎業務	◆ 基礎施設の安定的な運用 ◆ 事業経費の年度毎の増加 ◆ 人員構造の改善 ◆ 専門的管理チームの形成 ◆ 館員の力量の上昇 ◆ 受入れ文献の合理的な処理 ◆ 文献収集の規範化 ◆ サンプル本の増加（67 ページ参照） ◆ 蔵書の質の上昇 ◆ データを分類する標準の作成 ◆ 古い書籍の保護の推進 ◆ ネットワークの安定的な運用 ◆ 蔵書目録のデジタル化の推進 ◆ 自前のデジタル・データベースの作成と提供
サービス	◆ 年中無休開館の維持 ◆ 無料公益サービスという方針の維持 ◆ 良好な資料流通サービスの提供 ◆ 開架式サービスの提供 ◆ 特別団体への図書巡回サービスの開拓 ◆ 図書館間の相互貸出、および返却サービスの構築 ◆ 障害者向けサービスの展開 ◆ 参考、調査、研究サービスの持続的発展 ◆ 科学研究サービスの持続的深化 ◆ 住民サービスの便宜性の向上 ◆ ネットワーク・サービスの効率的な提供 ◆ デジタル資源サービスの効率的な提供 ◆ 講座、展示会の持続と実施 ◆ 図書館サービスについての広報活動の積極化
共有制度（協力プラットフォーム）	◆ 中心図書館分館やサービス・ポイントの設置 ◆ 文化共有プロジェクトの推進

	◆ 地区での協力協調制度の形成 ◆ 全国的な協力活動への積極的な参加
研究と科学的管理	◆ 発表論文数や著作の増加 ◆ 科学研究プロジェクトの増加 ◆ 奨励を受けた科学研究プロジェクトの比率の増大 ◆ 制度の構築と管理の規範化 ◆ 表彰や奨励の獲得の増加

ところで文化部が発表した「省級公共図書館評価標準」は、大きく 7 つの部分、すなわち(1)「館運営条件」、(2)「基礎業務」、(3)「読者サービス」、(4)「業務研究・指導・協力協調」、(5)「文化共有プロジェクト」、(6)「管理」、(7)「表彰・奨励」にまとめられている。「標準と要因」に基づいて、「指標」ごとに点数が付されており、その合計は 1000 点になっている。

すなわち「館運営条件」（180 点）、「基礎業務」（250 点）、「読者サービス」（270 点）、「業務研究・指導・協力協調」（120 点）、「文化共有プロジェクト」（80 点）、「管理」（80 点）、「表彰・奨励」（20 点）である。こうした点数を積算し、最終的に格付けが決定されるという仕組みになっている。図表 10 に示すのが「省級公共図書館評価標準」[1]で詳細なものである。

なお「省級公共図書館評価標準」、「地級市公共図書館評価標準」（図表 13）、「県級市公共図書館評価標準」（図表 14）には、当然ながら重複も多い、特に「備考」欄については、（図表 13）「地級市図書館評価標準」を参考願いたい。

[1] (1)「館運営条件」を例にとって表の見方を簡単に説明しておく。既述のように 1000 点満点の内、この標号(1)「館運営条件」という「指標」は 180 点を占めている。

次に、この標号(1)「館運営条件」（180 点）は、標号（11）「施設」（30 点）、標号（12）「現代化技術設備」（40 点）、標号（13）「経費」（55 点）、標号（14）「人員」（45 点）、標号（15）「総蔵書冊数」（10 点）の合計になっている。

さらに標号（11）「施設」（30 点）は、標号（111）「建物建築面積」（20 点）、標号（112）「閲覧室面積」（5 点）、標号（113）「閲覧座席数」（5 点）の合計になっている。

そして標号（111）「建物建築面積」では「標準と要因」によって、省級公共図書館では建物の面積によって「3 万平方メートル」以上を満点の「点数」20 点として、以下「2.5 万平方メートル」以上は 15 点と点数は減じ、「1 万平方メートル」以上では 7 点になっている。省級公共図書館の場合、1 万平方メートル未満の床面積の建物では得点は与えられない。

このように積算していくのだが、一級館、二級館、三級館に必要な、最低得点は公開されていない。

図表 10　省級公共図書館評価標準

図表 10-1　省級公共図書館評価標準：標号（1）館運営条件（180 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
1	館運営条件		180	
11	施設		30	
111	建物建築面積 （万㎡）	3.0 2.5 2.0 1.5 1.0	20 15 12 10 7	(職員宿舎と臨時建物を除外)
112	閲覧室面積 （万㎡）	0.8 0.7 0.6 0.4	5 4 3 2	
113	閲覧座席数 （席）	1200 1000 800 600	5 4 3 2	
12	現代化技術設備		40	
121	コンピュータの台数 （台）	300 250 200 150 100	10 8 6 4 2	122、123 を含む
122	利用者用のコンピュータの台数 （台）	120 100 80 70 60	5 4 3 2 1	電子閲覧室を含む
123	OPAC 専用のコンピュータの台数 （台）	12 9 6	5 3 1	利用者用の検索専用コンピュータ
124	コンピュータの情報節点 （個）	400 300 200	5 4 3	

		100	2	
125	ブロードバンド （Mbps）	100 50 20 10	10 8 6 4	インターネット用のブロードバンドを指す
126	格納容量 （TB）	12 9 6 3	5 4 3 2	
13	経費		55	
131	財政予算 （万元/年）	2000 1600 1200 900 600	35 30 25 20 15	
132	資料購入費 （万元/年）	1000 800 500 400 200	20 18 14 10 6	
14	人員		45	
141	学歴		15	
1411	修士以上の学歴人員	博士 修士	3 2	
1412	学士以上の学歴人数/職員総数 （%）	30 25 20	5 3 1	
1413	専門学校以上の学歴人数/職員総数 （%）	80 70 60	5 3 1	
142	職名		10	
1421	高級職名人数/業務人員総数 （%）	10 7 5	5 3 1	
1422	中級職名人数/業務人員総数	40 30	5 3	

	（%）	25	1	
143	管理層状況	学士あるいは副高級職以上の人数が 3/4 以上である 業務を直接管理する管理職は、系統的な図書館学教育を受ける 管理層は継続教育を受ける	0-4 0-3 0-3	
144	職場教育、継続教育 （1 人当たり時間/年）	85 80 72	10 8 6	年総時間/業務人員数
15	総蔵書冊数 （万冊、件）	350 300 250 200 150	10 8 6 4 2	

図表 10-2　省級公共図書館評価標準：標号（2）基礎業務（250 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
2	基礎業務		250	
21	資料受入れ		55	
211	年間図書受入れ点数 （万種）	3.5 3.0 2.0 1.5 1.0	20 17 14 11 7	212、213、214 項を含まない。 215 項を含む
212	年間新聞雑誌受入れ点数 （種）	4000 3000 2000 1000	10 8 6 4	電子雑誌を含まない
213	年間電子文献受入れ		10	
2131	年間電子文献受入れ点数 （種）	5000 4000 3000 2000	5 4 3 2	

2132	年間電子雑誌受入れ点数 （種）	5000 4000 3000 2000	5 4 3 2	
214	年間視聴覚資料受入れ点数 （種）	1500 1200 1000 500	10 8 6 4	録音テープ、録画テープ、CD レコード、DVD/VCD など
215	外国語資料の受入れ	重点、連続性を持つ	0-5	
22	蔵書の質		40	
221	資料収集方針の採択と実施状況	収集方針 実施状況	0-5 0-5	収集方針文書、実施状況報告を提供
222	納本制度と実施状況	納本制度 実施状況	0-2 0-3	1. 地方法律および政策に、出版社は省級図書館に出版物を納本するとの規定 2. 納本制度に関する文書を提供 3. 実施状況報告を提供
223	地方文献		15	
2231	地方出版物受入れ種類数/地方出版物種類数 （%）	95 90 80	5 3 2	正式に出版された本、雑誌、新聞を指す。教科書、補習資料、単体図画を含まない 2008 年地方出版物目録
2232	地方文献データベース	書誌デジタル化 100% 全文 マルチメディア	4 0-3 0-3	
224	多巻書、シリーズ出版物受入れ完備率 （%）	90 80 70	10 7 4	
23	書誌データの作成記入		30	
231	中国語一般図書の目録規則の使用状況	「中国文献目録規則（第二版）」の使用 「新版 MARC 使用ハンドブック」の使用 「中国図書分類法」（第四版）の使用 「中国分類及び件名表（第	0-2 0-2 0-2 0-2	

		二版)」の使用 当該館は関連の目録細則を使って、目録データ規則との一致を保証	 0-4	
232	古籍目録規則の使用状況	「中国文献目録規則（第二版)」第四章の使用 「新版 MARC 使用ハンドブック」または「漢語文古籍 MARC 使用ハンドブック」の使用 四庫分類法による古籍の索引の作成 当該館は関連の目録細則を使って、目録データ規則との一致を保証	0-2 0-2 0-2 0-4	四庫分類法の使用計画があった場合、点数を引かない
233	中国語新聞雑誌の目録規則の使用状況	「中国文献目録規則（第二版)」第十一章の使用 「新版 MARC 使用ハンドブック」の使用 「中図図書分類法」（第四版）または「中図図書分類法・定期刊行物分類表」（第二版）の使用 当該館は関連の目録細則を使って、目録データ規則との一致を保証	0-2 0-2 0-2 0-2	
24	総合目録		20	
241	全国的な総合目録作成に参加		0-10	1. 関連協議資料の提供 2. アップロッド、ダウンロッドのデータ量の提供
242	地区の総合目録作成のために組織化を行う	1. 総合目録作成の組織を持つ 2. 詳細な作成規程を持つ 3. 総合目録作成の体系を持つ 4. 専門の業務人員を持つ	0-3 0-2 0-2 0-3	

25	蔵書組織管理		10	
251	開架式図書の配架誤謬率 （%）	4 3 2 1	2 3 4 5	
252	文献保護	文献保護規則制度 書庫防火、盗難防止、防虫、防湿、防塵などの措置、設備および効果 書庫の衛生状況	0-5	一般館蔵文献
26	古籍保護		50	
261	古籍保護制度の設立	古籍保護合同会議の設立 古籍保護センターの設立 固定経費の投入	4 3 3	
262	古籍調査	古籍調査の完成状況 古籍調査データベースの確立 「国家貴重古籍名録」に入選	0-4 0-3 0-3	
263	古籍保護条件	中国古籍重点保護部門に入選 古籍専門の書庫を持つ 古籍書庫の建設基準に達する	4 0-3 0-3	
264	古籍修復	古籍修復の展開状況 古籍修復の専門人員の状況 古籍修復の専用の施設や設備	0-4 0-3 0-3	
265	古籍保護研究と利用	現代技術による古籍の保護 古籍の整理出版 中国善本プロジェクトへの参加	0-4 0-3 0-3	現代技術は、マイクロ化、写真、デジタル化などを含む
27	自動化、デジタル化		45	
271	自動化、ネット化の構築	業務管理の系統化	0-4	

		オフィス自動化 館内各系統の連結	0-3 0-3	
272	デジタル化		35	
2721	中国語図書の蔵書目録のデジタル化（%）	95 90 80 70 60	10 8 6 4 2	CNMARC フォーマットに準じて、1949 年からの中国語一般図書の蔵書目録を機械可読目録にする
2722	中国語新聞雑誌の目録のデジタル化（%）	95 90 80 70 60	5 4 3 2 1	
2723	デジタル資源の総量（GB）	400 300 200 100	10 8 6 4	共有プロジェクトの資源量。蔵書目録デジタル化のデータを含まない
2724	デジタル資源の質	選題 編成、関連 データの質 検索経路	0-3 0-2 0-3 0-2	

図表 10-3　省級公共図書館評価標準：標号（3）読者サービス（270 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
3	読者サービス		270	
31	無料開放の程度		0-10	
32	読者満足率		0-20	評価班がアンケートを配布し、図書館の運営条件、環境、サービスの質と効果などを、読者に問う
33	一般のサービス		110	
331	年間貸出冊数（万冊）	50 40 30 20	20 18 15 12	当該館のコンピュータによるデータを基準とする（所属分館、サービス拠点の数値を含む）

		10	10	
332	貸出返却と相互貸借	貸出返却 相互貸借	0-6 0-4	
333	年間延べ入館者数 （万人）	80 60 40 20	20 15 10 5	
334	一般図書、新聞雑誌の開架式での貸出閲覧	3 年以内の図書は開架式で貸出閲覧を行う 最新の新聞雑誌は開架式で貸出閲覧を行う	0-5 0-5	不合理な閉架の場合は、状況に応じて減点
335	図書や雑誌の広報 （種）	1000 800 600 400	10 8 6 4	館内外での各種方式による広報活動を指す
336	週間開館時間 （時間）	72 64 56	10 8 6	土曜と日曜に閉館の場合、点数を付けない
337	分館、サービス拠点、流通ステーション （か所）	40 30 20 10	10 7 4 1	関連資料の提供
338	図書巡回サービスなど		0-10	図書巡回サービスに関するプロジェクトや関連資料の提供
339	特別団体、弱者へのサービス	障害者、青少年、出稼ぎ労働者などへのサービス	0-10	関連資料の提供
34	情報サービス		40	
341	管理機関の政策決定と社会事業の発展に関わる情報提供サービス		0-10	特定課題サービス、情報調査研究、追跡サービスを指す
342	科学研究と経済建設に関わる情報提供サービス		0-10	特定課題サービス、情報調査研究、追跡サービスを指す
343	一般住民への情報提供サービス		0-10	一般住民への政府情報提供サービスを含む

344	年に2,3回文献を編纂する		0-10	
35	デジタル資源サービス		40	
351	図書館サイト	サイトの構成 サイトの内容 ページのデザイン サイトの維持管理 サイトの訪問率	0-1 0-3 0-1 0-2 0-3	
352	ネットサービス	ネットでの予約 ネットでの更新 参考質問の問合わせ	0-5 0-5 0-10	電話によるものを含む。履歴を記録し、一定の回数に達する必要がある
353	デジタル資源の利用 （万冊、万篇/年）	10 8 6 4 2	10 8 6 4 2	主に電子図書、電子定期刊行物の利用を指す
36	読者活動		40	
361	講座、報告会 （回）	50 40 30 20 10	5 4 3 2 1	
362	展覧、展示 （回）	12 10 8 6	5 4 3 2	
363	その他の形式の読書活動 （回）	12 10 8 6 4	10 8 6 4 2	
364	読者活動の参加者数 （万人）	10 8 6 4	10 8 6 4	
365	図書館サービスの広報	サービス広報週間	0-3	関連資料の提供

		全民読書月間 メディアでの宣伝	0-3 0-4	
37	社会教育と利用者の育成訓練		0-10	各種の社会教育訓練班を立ち上げ、利用者の訓練を展開する

図表 10-4　省級公共図書館評価標準：標号（4）業務研究・指導・協力協調（120 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
4	業務研究・指導・協力協調		120	
41	業務研究		40	
411	省級以上の刊行物あるいは国際会議で発表した論文 （件）	20 15 10 5	10 8 6 4	2004～2008 年の平均値
412	図書館学、情報学の専著 （種）	5 3 2	10 7 4	2004～2008 年
413	科学研究プロジェクト	国家級 省部級 庁局級	10 8 6	2004～2008 年の科学研究プロジェクトを指す。重複計算は不可
414	科学研究成果にたいする受賞	国家級 省部級 庁局級	10 8 6	2004～2008 年の科学研究成果受賞を指す。プロジェクトの重複計算は不可
42	指導		30	
421	基層図書館への指導の効果と実績		0-15	指導の報告、実施の記録、下級館の資料を提供する。
422	基層図書館を対象とする育成業務		0-15	計画、総括、フィードバック資料を提供する。
43	協力、協調		40	
431	全国的な協力、協調事業への参加		0-15	省、部門間を跨る
432	当該地区での協力、協調事業の組織化		0-15	図書購入、サービスを含む
433	ネット上の総合目録における項目数	10 8	10 7	

	（万項目）	6	4	
44	図書館学会	計画と総括 組織と学術活動 会員の増加 受賞状況	1 5 3 1	

図表 10-5　省級公共図書館評価標準：標号（5）文化共有プロジェクト（80 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
5	文化共有プロジェクト		80	
51	省級のサブセンターの設備配置	専門組織を有し、設備が要求を満たす	0-5	
52	経費の投入 （万元）	1000 800 500 300 100	10 8 5 3 1	文化共有プロジェクト開始以来の経費投入
53	資源の構築	国家への納本 自前の資源の種類、量、質	0-5 0-5	
54	資源伝送経路	インターネット、衛星ネット、テレビネット、専用ネット、補助伝送手段など	0-15	補助伝送手段は、鏡像、CD、ポータブル再生機器、ポータブル・ハードディスク、無線ネットなどを含む
55	技術育成	計画、方案、総括 総人数、カバー率	0-2 0-3	
56	指導サブセンターと基層点（ポイント）の建設	基層に下りた回数、基層ネット点にたいする指導内容および効果	0-10	
57	サービス活動	サイト訪問回数 活動展開状況	0-5 0-5	
58	共有の共同実現		0-5	
59	制度建設と管理	全体企画、年度計画総括 人員、設備などの管理制度 サービス、活動の記録 統計情報報告制度	0-2 0-2 0-3 0-3	統計情報報告制度は、上級の要求にしたがい、リアルタイムに報告しているか否かを審査する

図表 10-6　省級公共図書館評価標準：標号（6）管理（80 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
6	管理		80	年内に重大責任事故があった場合、管理総点数から 30～50 点を引く
61	人事管理		15	
611	職務設置管理の実施、給料奨励制度の設置	需要に応じる職務の設置、募集。競争を導入し、優秀な人材を採用、評価する	0-15	
62	財務管理		0-8	
63	設備、物資管理	設備、物資管理の制度と実施状況、国有資産の管理状況	0-8	
64	記録管理	職員評価記録 参考問合せ記録 課題サービス記録 業務指導記録	0-2 0-2 0-2 0-2	
65	統計作業	統計の完備 統計の分析	0-7 0-7	
66	環境管理	閲覧学習の施設 清潔で安静な環境 サインの規則や標準 良好な施設維持	0-4 0-4 0-4 0-3	
67	消防、警備	消防 警備	0-6 0-6	当地の公安や消防部門が基準をみたす消防具などを提供する

図表 10-7　省級公共図書館評価標準：標号（7）表彰・奨励（20 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
7	表彰、奨励	中央や部級の表彰や奨励には、毎回 5 点 省級党委や政府の表彰や奨励には、毎回 5 点 省級業務主管部門の表彰や奨励には、毎回 3 点	0-20	2004 年以来

2.3.2 地、県級公共図書館評価標準

既述のように上海の場合、上海図書館と上海市少年児童図書館が省級の位置づけであり、文化部社会文化司が直接的に評価格付けを行ったのであるが、上海の区や県の評価の仕組みはそれとは異なっている。

上海においては、地級市の公共図書館が 22 館、県級市の公共図書館が 5 館存在する（図表 12「2009 年上海区県図書館評価結果」を参照)。

2009 年の評価では、上海市文化放送映像テレビ管理局が「文化部事務室が配布した県級以上の公共図書館第 4 回評価格付け工作に関する通知」に基づいて、各区（県）文化（放送）局と市、区（県）図書館（独立の区少年児童館を含む）に実施計画の制定を要求した。同時に上海市図書館協会に今回の評価を委託し、評価を担う専門家グループを組織した。各県区文化（放送）局も工作管理組を組織して、計画を設け、各区（県）図書館の自己点検改善、評価資料の準備などを監督した。

市の専門家からなる評価グループは、各区（県）図書館に出向いて、報告の聴取、査察（業務記録と現場監査)、聞き取り（読者アンケート調査、職員にたいする関連業務実施状況の聞き取り)、フィードバック（評価が終了する前に、審査を受ける部門にたいする意見フィードバック）などの方式を用いて、審査を進めていった。そして評価審査結果をまとめて、上海市文化放送映像テレビ管理局に報告した。

そうした組織とプロセスをまとめたのが、図表 11「地、県級公共図書館評価格付けの仕組み：上海区県図書館の例」である。

図表 11　地、県級公共図書館評価格付けの仕組み：上海区県図書館の例

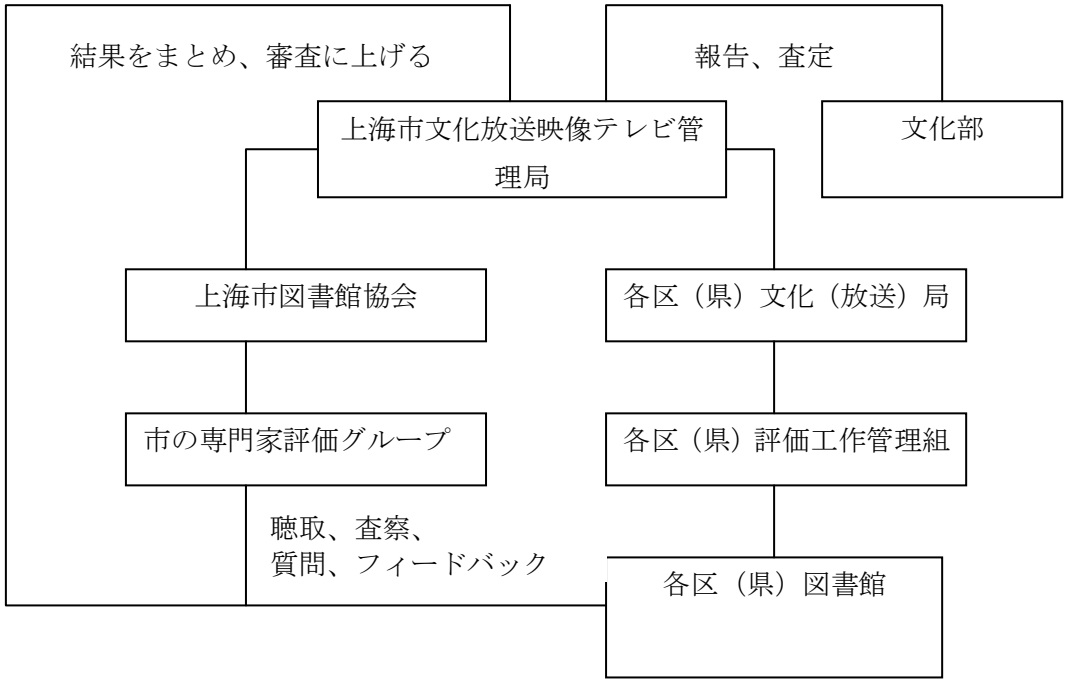

最新の 2009 年の評価結果をみると、上海市では 26 館の区県図書館が一級館（地級市 17 館、地級市の少年児童図書館 4 館、県級市 5 館）で、残る 1 館が二級館（地級市の金山区図書館）という結果になっている。その詳細については図表 12「2009 年上海区県図書館評価結果」を参照。

図表 12　2009 年上海区県図書館評価結果

地級市の図書館	格付け結果	県級市の図書館	格付け結果
浦東新区図書館	一級館	浦東新区陸家嘴図書館	一級館
長寧区図書館	一級館	浦東新区新川沙図書館	一級館
普陀区図書館	一級館	崇明県図書館	一級館
閔行区図書館	一級館	虹口区曲陽図書館	一級館
黄浦区図書館	一級館	楊浦区延吉図書館	一級館
青浦区図書館	一級館		
静安区図書館	一級館		
楊浦区図書館	一級館		
宝山区図書館	一級館		
徐匯区図書館	一級館		
南匯区図書館	一級館		
松江区図書館	一級館		
虹口区図書館	一級館		
嘉定区図書館	一級館		
盧湾区図書館	一級館		
奉賢区図書館	一級館		
閘北区図書館	一級館		
金山区図書館	二級館		
楊浦区少年児童図書館	一級館		
閘北区少年児童図書館	一級館		
普陀区少年児童図書館	一級館		
長寧区少年児童図書館	一級館		

評価結果によると、近年の上海市の区県図書館が、館運営条件、サービスの質などの諸領域において上昇していることを示している。そうした進展を以下にまとめておく。

(1)基礎的条件の継続的な向上

(1)-1　2003 年以来、長寧区、奉賢区、普陀区、閔行区が区図書館を新たに設立し、盧

湾区図書館、閘北区図書館、虹口区曲陽図書館、楊浦区図書館、楊浦区少年児童図書館は改増築を行った。現在、新築と増改築しているのは浦東新区図書館と静安区図書館である。また計画中あるいい建設予定のあるのは、宝山区図書館、楊浦区延吉図書館、松江区図書館、閘北区図書館、それに虹口区図書館である。面積の最大な館は普陀区図書館で 1 万平方メートルを超えているのが、長寧区図書館、黄浦区図書館、奉賢区図書館、閔行区図書館、それに浦東新区図書館の建物面積は、第 3 回評価のときと比べて 72.6 パーセント増大している。

(1)-2　区（県）図書館の経費はいずれも全額を予算支出でまかなっている。1 人当たりの図書購入費は、「十一五」期間に設定された 1 人当たり 2 元の水準に達している。1 人当たりの図書購入費が 3 元を超えているのは、普陀区図書館、黄浦区図書館、閔行区図書館、静安区図書館、それに長寧区図書館である。1 人当たりの購入費は前回と比較して 135 パーセントになっている。

(1)-3　地級市の図書館（少年児童図書館を除く）の蔵書冊数は、いずれも文化部が定めた 40 万冊の上限標準に達している。黄浦区図書館は最多で 90 万冊を有し、11 館が 50 万冊以上を擁している。

(1)-4　職員の学歴では、職員構成における専門学校以上の学歴者の比率が大幅に伸びている。その比率が 70 パーセント（標準上限）以上に達している館が 26 館で、80 パーセント以上が 10 館となっている。また地級市の図書館 18 館（少年児童図書館を除く）をみると、職員構成における大学学士以上の学歴者の比率が 25 パーセント（上限標準）を超えているのが 17 館で、奉賢区図書館、松江区図書館、浦東新区図書館ではその比率が 50 パーセントに達している。

⑵資源の充実

⑵-１　技術装備水準の上昇

・コンピュータの台数は 2002 年と比較すると 562 パーセント増加している。評価を受けたすべての図書館が 80 台（標準上限）を超えた。コンピュータの台数が多いのは、普陀区図書館、南匯区図書館、奉賢区図書館、宝山区図書館である。

・評価を受けたすべての図書館が自動化を実現した。区（県）図書館は基本的に HORIZON システムを採用し、上海中心図書館とカードの共通利用システムをを実現している。なお一部の区（県）館は ILAS システムを使用している。

・長寧区図書館、青浦区図書館では新たに RFID 管理システムを貸出に導入しており、閔行区図書館と普陀区図書館では試行中である。

⑵-2　サイト構築の整備

・評価を受けた図書館はいずれもサイトを構築し、帯域幅は 2～10MB で、10MB に達しているのが 18 館で総数の 66 パーセントを占めていた。

・サイト内容は充実しつつある。全体的にみると、サイトの構成が比較的に合理

的で、操作もかなり簡単で、ユーザー・インタフェースも良好である。資源も充実しつつある。

⑵-3　サイトでのサービスの強化

・多数の図書館サイトのメインページには、サービスガイド、蔵書目録などへの案内、読者サービス、特色データベース、読者ナビゲータなどについて示されており、図書館サイトが実用段階に進んだことを示している。

・浦東新区図書館、宝山区図書館、青浦区図書館、閔行区図書館などの図書館サイトでは、オンラインでの問合せを実施している。また読者はワイヤレスでインターネットにアクセスできる。

・ネットでのサービスや活動が年毎に充実しつつある。

⑵- 4　所蔵資源の増強

・公費による図書購入費の増加で新刊書の購入を保障した。2008 年の年間受入れ冊数は 124 万冊（件）で、2002 年と比べて 1.8 倍の増加である。受入れ冊数は電子文献と視聴覚資料を含めて標準の上限を達成した。普陀区図書館は標準上限の 7 倍を超え、浦東新区図書館は 7 倍に接近していた。

・データベースの構築を重視している。例えば「点点書庫」、「央視教育動画資料庫」、「龍源電子定期刊行物」、「方正 APabi」など、大部分の図書館がデータベースを構築し所有している。

・特色のある蔵書の構築に力を入れている。例えば、虹口区曲陽図書館の「影視文献」、浦東新区陸家嘴図書館の「金融文献」、楊浦区延吉図書館の「女性文献」、楊浦区図書館の「上海近代文献」、黄浦区図書館の「旅行文献」、松江区図書館の「地方文献」などは、一定の規模に達している。

⑶サービス質と水準の上昇

⑶-1　公益性と開放性サービスという原則の実施

・公費による支援で、公益性サービスが強化されている。貸出カード登録手続きの簡素化などがすべての図書館で行われている。またすべての区（県）図書館について、閲覧は無料で貸出カードを必要としない。貸出カードの発行は無料である。さらに 16 の図書館はインターネットへのアクセスを無料で提供している。

・便利なサービスを迅速に提供している。嘉定区図書館は 24 時間の図書返却箱を設置した。青浦区図書館は各主要な団地に「社区返却箱」を設置した。虹口区図書館は団地に出向いて貸出カード作成サービスを提供している。普陀区図書館は図書漂流活動（読まなくなった図書を公共の場所に置いて、他の人に読んでもらう）を開設した。宝山区図書館は「宝図遠隔サービス・システム」を開始した。

・「共通カード」を団地や農村に浸透させている。上海中心図書館は、区（県）館

への普及を完成したのち、団地図書館への開拓を継続し、すでに 209 か所の団地サービス拠点を設置している。

(3)-2　サービスの持続的な発展

・1980 年代に館外サービスを開始して以来、サービス範囲を拡大してきた。現在の館外サービス拠点は 710 か所で、2002 年と比べ 41.4 パーセント増加している。そうした拠点には、団地、機関、企業、学校、商業ビル、兵営、建築現場、刑務所、地下鉄広場に及んでいる。最も遠隔にあるのは南極科学研究ステーションである。

・サービスの内容と質が向上している。量的な側面の拡大とともに、近年は質の高まりを重視している。例えば虹口区図書館の「文化快車」という流動サービスは、すでに 13 年間にわたって継続している。閘北区図書館は海島の兵隊へのサービスを 17 年間継続している。

・少年児童図書館のサービスは団地の成人にも提供している。閘北区少年児童図書館、楊浦区少年児童図書館などは、サービス対象を少年児童から一般住民にも拡大している。

・サービス対象として障害者など特別な人びとにも注目している。松江区図書館、嘉定区図書館、長寧区図書館、徐匯区図書館などサービスを実践している。

(3)-3　読者活動の多様化

・読者活動の内容や形式が豊かになり多様化している。2008 年に行われた各種の読者活動は 3 千を超える。2002 年に比べて 85.6 パーセントの増加で、参加者は 90 万人を超えている。

・読書活動は重要な地位を占め、静安区図書館、盧湾区図書館、普陀区図書館などでは、積極的な活動を行っている。

・公益性の講座が幅広く行われ、質もすぐれている。評価を受けている地級市の図書館で行われている講座は、標準上限（40 回）に達している。講座は講演者による対面講演と DVD による再生講演などを含む。最も講座を多く開いているのは楊浦区図書館であった。

・図書の広報もさまざまな方法で行われ、読書を指導する役割を果たしている。多くの図書館は「区政報」を利用して、図書の紹介や推薦を行っている。

・文化娯楽活動は相当の比重を占めている。読者活動は単一の閲覧活動から、多様な方向に展開している。そうした動きは、徐匯区図書館、楊浦区少年児童図書館、崇明県図書館、普陀区少年児童図書館などでみられる。

(3)-4　情報サービスの増強

・ネットとデータベース資源を利用して、政府機関、会社、一般住民に、異なるレベルの情報サービスを提供しているが、その量と質が高まっている。

・課題サービスは 3 次文献サービスへの転換を開始している。

・多くの図書館が「政府公報」コーナーを開設し、読者の利用に供している。

(3)-5　知識サービス・ネットワークの発展

・市、区（県）、街（鎮）公共図書館サービス・ネットワークは、居委（村）へ伸びている。全市の街鎮レベルの場合、すべてに図書館があり、(少数の街鎮が市政の移転により変化している)、居委（村）図書室と総合文化活動室は同時に建設が推進されており、90 パーセント以上の設置率になっている。

・文化情報共有プロジェクトが街鎮と村にも伸びている。現在、街鎮でのサービス拠点が 112 か所、村と居委でのサービス拠点が 1,423 か所で、崇明県などの区（県）では、すべての街鎮、村と居委をおおっている。

(4) 管理制度の規範、職員の質の向上

・「上海市公共図書館サービス標準」と文化部の「評価標準」は、図書館が目標や規則を設定する重要な根拠となっている。また職員の評価や奨励と連動している。

・各館は継続教育と職場訓練を強めている。

・社会の力を借りて一連の図書館活動を行っている。

このように前回の評価の時点と比べると、大きな進展がみられたのだが、同時に 2009 年の評価は上海市区県公共図書館にみられる問題点も明らかにしている。それらは例えば以下である。

・運営理念をいっそう高める必要がある。質の高い調査研究報告が少ないし、読者が求めているニーズについての調査研究も欠けている。また依然として積極的に情報サービス、課題サービスを展開する図書館の数が少なく、斬新なサービスの内容と方式を開拓するという方向もあまりみられない。さらに研究においては学術的理論に関する雰囲気が不足している。

・現代的な自動化技術とデジタル資源の導入は急速だが、図書館員の能力と水準が追いついておらず、サービスへの能率や効率は高くない。

・図書館カードの所有者が依然として少なく、登録率は比較的に低い。館内を利用する人数も依然として高くない。例えば一部の少年児童図書室、参考資料室の利用は低調である。

・蔵書の構築については統一的な計画を欠いている。大型データベースの購入費が多いので、合理的に配置して資源の浪費を避けるべきである。特色ある蔵書が長期にわたって提唱されてきたが、現在でも規模、効果の点で十分な図書館は少ない。特色があるといわれている蔵書であっても、実際の価値は決して高くないし、利用も多くない。

2.3.2.1 地級市公共図書館評価標準

「地級市公共図書館評価標準」は大きく 7 つの部分、すなわち(1)「館運営条件」、(2)「基

礎業務」、(3)「読者サービス」、(4)「業務研究・指導・協力協調」、(5)「文化共有プロジェクト」、(6)「管理」、(7)「表彰・奨励」にまとめられている。「標準と要因」に基づいて、「指標」ごとに点数が付されており、その合計は 1000 点になっている。「館運営条件」(180 点)、「基礎業務」(220 点)、「読者サービス」(310 点)、「業務研究・指導・協力協調」(120 点)、「文化共有プロジェクト」(50 点)、「管理」(100 点)、「表彰・奨励」(20 点) である。こうした点数を積算し、最終的に格付けが決定される。前述した「省級公共図書館評価標準」と比べると、例えば「読者サービス」の配点が 270 点から 310 点に上がっているといった変化がある。それは省級図書館と地級市図書館の基本的な役割や性格を検討しての措置であろう。図表 13 に示すのが「地級市公共図書館評価標準」で詳細なものである。

図表 13　地級市公共図書館評価標準

図表 13-1　地級市公共図書館評価標準：標号 (1) 館運営条件 (180 点)

標号	指標	標準と要因	点数	備考
1	館運営条件		180	
11	施設		40	
111	建物建築面積 (万㎡) 面積は 2500 ㎡ 以上	1.0 0.8 0.6 0.4 0.2	20 15 12 10 7	(職員宿舎と臨時建物を除外) 1. 2008 年度報告書が申告した面積を基準として、関連の建築図面と不動産証明を提供する。建築図面を提供できない古い建物の場合、第 3 回評価時の結論を提供する 2. 増築中、竣工していない建築面積を含まない 3. 賃貸部屋を含まない (臨時賃貸を計上しない。年内に開館、他用が 5%を超えてはならない)
112	閲覧座席数 (席)	500 400 300 200	5 4 3 2	1. 閲覧室内で読者が利用する座席を指す。 2. 公衆活動場所で読者の休憩、待ち用の座席を含まない (教室、臨時に設置した座席、集会ホールなどの座席を含まない)
113	少年児童閲覧室 座席数 (席)	60 50 40	15 12 9	(独立制の少年児童館図書館を設置していれば満点を得る) 図書館の中の少年児童閲覧室にある児

		30	6	童用の座席数
12	現代化技術設備		30	
121	コンピュータの台数 （台）	80 60 50 40	10 8 6 4	122、123 を含む。 1.1 館所有で読者や職員が利用するコンピュータの台数を指す 2.2 正常利用可能のコンピュータの台数を指す 3.3 すべてのコンピュータの設置場所、用途および実際の使用状況を提供する
122	利用者用のコンピュータの台数 （台）	40 30 20 15	5 4 3 2	（電子閲覧室を含む） 1.1 読者活動区域内にある利用者用のコンピュータを指す 2.2 正常使用可能のコンピュータの台数を指す 3.3 すべてのコンピュータの設置場所、用途および実際の使用状況を提供する
123	OPAC 専用のコンピュータの台数 （台）	5 4 3 2	5 4 3 2	利用者用の検索専用コンピュータ
124	ブロードバンド （Mbps）	10 5 2	10 7 4	（インターネット用のブロードバンドを指す） 1. その他の方式の場合、状況に応じて点数を付ける 2. 電信業者とのネットワーク施工契約書を提供する
13	経費		50	1. 2008 年財政予算を基準（特定プロジェクト補助資金を含む） 2. 財政予算通達、年度財務報告書と決算書 3. 社会寄付などの経費を含む
131	財政予算 （万元/年） 財政予算は、100	1. 在職の正規職員を基準とする 2. 兼職職員を含まな		2008 年あるいは 2009 年のデータ

	万元以上	い 3. 2008 年職員リストを提供する 120 100 80 70 60 50	 30 26 22 18 14 10	
132	資料購入費（万元/年）	60 55 50 45 40 35 30	20 17 14 11 7 4 2	2008 年に購入した図書、新聞雑誌、マイクロ資料、視聴覚資料などの合計額を指す （予算と支出の両方の資料、住民 1 人当たりの図書購入経費を提供する）
14	人員		40	1. 在職の正規職員を基準とする 2. 兼職職員を含まない 3. 2008 年職員リストを提供する
141	学歴		10	国家が承認する正式な学歴。同等な学歴を含まない。学歴証書を提供する
1411	学士以上の学歴人数/職員総数（%）	25 20 15	5 3 1	関連資料の提供。 給料明細と派遣職員を重視する。
1412	専門学校以上の学歴人数/職員総数 （%） 必須条件は 60%以上	70 60 50	5 3 1	関連資料の提供
142	職名		10	低職名で、高く登用する人員を含まない
1421	高級職名人数/業務人員総数（%）	8 5 2	5 3 1	関連資料の提供 低職名で高く登用する人員については、上の管理部門に報告して、待遇を決めてもらう
1422	中級職名人数/業	40	5	関連資料の提供

	務人員総数 （%）	30 20	3 1	2008 年データの提供
143	管理層状況	専門学校学歴あるいは中級職以上の人数が 2/3 以上である 業務を主管する副館長は、系統的な図書館額教育を受ける 管理層は継続教育を受ける	0-4 0-3 0-3	関連資料の提供 図書館学の育成訓練を受けた時期があり、かつ 320 時間課程の証明資料
144	職場教育、継続教育 （1 人当たり時間/年）	85 80 72	10 7 4	1 人当たり時間/年=年総時間/業務人員数 1. 在職学歴教育と各種の業務教育 2. 2008 年度の継続教育計画、授業スケジュールと学歴教育、各種の教育人数や授業時間証明資料を提供する 業務職場延べ人数、各種の集団教育証明を含む
15	総蔵書冊数 （万冊、件）	50 45 40 35 30	20 16 12 8 4	1. 当該館ですでに目録化した古籍、図書、定期刊行物と新聞の合本、小冊子、手稿、およびマイクロ資料、録画テープ、録音テープ、CD などの視聴文献資料数量の合計 2. 2008 年、文化部に報告した年度統計報告書を基準とする。2008 年の総蔵書冊数および年間増加冊数を提供する

図表 13-2　地級市公共図書館評価標準：標号（2）基礎業務（220 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
2	基礎業務		220	
21	資料受入れ		50	
211	年間図書受入れ点数 （種）	6000 5000 4000 3000	20 17 14 11	（212、213、214 項を含まず） 1. 多様な出所の中国語および外国語の図書（購入、寄付、配分など） 2. 電子図書を含まない

		2000	7	3. 書名に基づいて「種」（すなわち、シリーズ本の題名ごとに「種」として単独計上する。分散出版した多巻本の場合、各自を「種」とする）を計上する。領収書、明細書の帳簿を提供する。受入れ、交換、削除の状況があれば、なおよい
212	年間新聞雑誌受入れ点数（種）	600 500 400 300	10 8 6 4	電子定期刊行物を含まない 1. 多様な出所の中国語および外国語の新聞と定期刊行物（購入、寄付、配分など） 2. 電子新聞雑誌を含まない 3. 題名ごとに「種」として計上する（すなわちシリーズ刊行物のサブシリーズごとに「種」として単独計上する）
213	年間電子文献受入れ点数（種）	5000 4000 3000	10 8 6	利用可能な電子文献数量で、電子図書、電子定期刊行物を含む
214	年間視聴覚資料受入れ点数（件）	600 400 200 100	10 8 6 4	録音テープ、録画テープ、CD レコード、DVD/VCD などのメディア
22	蔵書の質		30	
221	資料収集方針の採択と実施状況	収集方針 実施状況	0-5 0-10	収集方針文書、実施状況報告を提供 1. 収集方針： (1)「収集方針」文書があれば 2 点 (2)文書の中に、各種類の文献（電子文献とネット資源を含む）にたいする収集の根拠および規定があれば 3 点 2. 実施状況（未所蔵か否か、実施手順の規範、厳格さの程度） (1)図書：0-4 点 (2)新聞雑誌：0-4 点 (3)他の文献：2 点 3. 収集条例、収集目録と 2008 年の訪問実地収集の総括を提供する 中心の市街区域は、上海文献を地方文献として紹介できる

222	地方文献の収納	専門コーナーや専門書架があり、専門目録があり、担当者が管理している 業務展開の募集	0-7 0-8	1. コーナーや書架あり：2 点 担当者による管理：3 点 2. 業務計画の募集：0-4 点 業務成績の募集：0-4 点
23	書誌データの作成記入		25	
231	中国語一般図書の目録規則の使用状況	「中国文献目録規則（第二版）」の使用 「新版 MARC 使用ハンドブック」の使用 「中国図書分類法」（第四版）の使用 「中国分類及び件名表（第二版）」の使用 当該館は関連の目録細則を使って、目録データ規則との一致を保証	0-2 0-2 0-2 0-2 0-2	1. 人の手による目録はエントリを単位とする。機械可読目録はレコードを単位とする 2. エントリの中に必要な記入項目、またはレコードの中に必須のフィールドが欠けていれば、ミスと判断する 3. 抽出検査年限：2004～2008 年
232	中国語新聞雑誌目録規則の使用状況	「中国文献目録規則（第二版）」第十一章の使用 「新版機読目録フォーマット使用手冊」による規範データの編制 「中図図書分類法」（第四版）または「中図図書分類法・定期刊行物分類表」（第二版）の使用 当該館は関連の目録細則を使って、目録データ規則との一致を保証	0-2 0-2 0-2 0-2	以上の図書新聞雑誌目録を標準とする
233	加工整理の質	書誌ラベル、登録番号、	0-7	1. 書誌ラベル：0-2 点

		蔵書印など		2. 登録番号：0-2 点 3. 蔵書印：0-2 点 4. その他（バーコード、磁気カードなど）0-1 点
24	総合目録		20	
241	地区の総合目録作成に参加		0-10	関連資料の提供 1. 関連協議資料の提供：0-4 点 2. 2008 年に総合目録センターにアップロード、ダウンロードしたデータ量の提供：0-6 点
242	地区の資料収集協力に参加		0-10	関連資料の提供 1. 専門部門：0-3 点 2. 工作規則有り：0-4 点 3. 共同購入、共同目録のステムがある：0-3 点
25	蔵書組織管理		15	
251	開架式図書の配架誤謬率（%）	5 4 3 2 1	2 4 6 8 10	内部把握
252	文献保護	文献保護規則制度 書庫防火、防盗、防虫、防湿、防塵などの措置、設備および効果 書庫の衛生状況 破損図書の修復状況など	0-5	一般館蔵文献 関連制度と資料の提供 主要な防火、防水、防盗
26	デジタル化		35	
261	中国語図書の蔵書目録のデジタル化（%）	90 80 70 60 50	15 12 9 6 3	CNMARC フォーマットに準じて、1949 年からの中国語一般図書の蔵書目録を機械可読目録にする
262	中国語定期刊行物の目録のデ	80 70	10 8	中国語一般図書の機械可読目録が、中国語図書の総数に占める比率

	ジタル化（%）	60 50	6 4	
263	地方文献データベース	書誌デジタル化 100% 全文 マルチメディア	0-10	書誌は中国語一般図書の書誌を指す。 1. 地方文献の中国語一般図書書誌デジタル化：0-3 点 2. 全文データベースと全文検索機能：0-4 点 3. マルチメディア：0-3 点
27	自動化、ネットワーク		45	合理的に、正常に運用しているかを調べる
271	自動化管理	収集業務など 目録作成 貸出業務など 目録検索 オフィスの自動化	5 5 5 5 5	機能があるものの、正常な運用でない場合、状況に応じて減点する
272	館内ローカル LAN	館内各システムの連結	0-5	関連資料の提供
273	図書館サイト	サイトの構成 サイトの内容 ページのデザイン サイトの維持管理	0-3 0-6 0-3 0-3	1. 構成が合理的で、操作が簡単。全体の構造が、読者サービス、デジタル資源サービスを前面に出す 2. サイトのコンテンツが豊富で情報量が多い。読者サービス、デジタル資源サービスが中心にある 3. ページのデザインが美しく、統一されている 4. 定期的なサイトの更新。担当者による管理。規則を設けている

図表 13-3　地級市公共図書館評価標準：標号（3）読者サービス（310 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
3	読者サービス		310	
31	無料開放の程度		0-10	3 つの無料：閲覧、登録（カード作成）、貸出
32	読者満足率		0-20	評価班がアンケートを配布し、図書館の運営条件、環境、サービスの質と効果などを読者に問う 1.「図書館読者調査表」をコピーして評価期間中に調査を行う

				2. 調査表は 300 部以上配布する。回収率は80%以上を有効とする 3. 調査表は評価班が回収する 4. 「基本満足」以上に印したものを「満足」とする。そして満足率と点数は以下のとおりとする 95%以上：20 点 90%以上：18 点 80%以上：16 点 70%以上：14 点 60%以上：12 点
33	一般のサービス		130	
331	年間貸出冊数 （万冊）	22 20 16 12 8	30 25 20 15 10	当該館のコンピュータによるデータを基準とする（所属分館、サービス拠点の数値を含む）。16 万冊以上でなくてはならない
332	年間延べ入館者数 （万人）	20 15 10 5	20 15 10 5	1. 延べ入館者数は、館内閲覧、および図書、雑誌、マイクロ資料、視聴覚資料、電子文献などを貸借した利用者人数を含む。 2. 自習、問合せの人数を含むことができる 3. 月、日の利用者数の統計を提供する。系統的な統計を基準とする。人の手による統計の場合、フィードバック記録がある
333	一般図書、新聞雑誌の開架式での貸出閲覧	3 年以内の図書は開架式で貸出閲覧を行う 最新の新聞雑誌は開架式で貸出閲覧を行う	0-5 0-5	不合理な閉架の場合は、状況に応じて減点する 1. 開架式での貸出閲覧は、印刷体の刊行物を指す。電子図書を含まない 2. 半開架の刊行物の貸出閲覧を含む。 定期刊行物は半年、新聞は半月
334	図書や雑誌の広報 （種）	600 500 400	15 10 5	館内外での各種方式による広報活動を指す 2008 年または 2009 年の広報の種類と回数、関連資料の提供
335	週間開館時間 （時数）	64 60 56	15 11 7	土曜と日曜に閉館の場合、点数を付けない 開館時間の説明資料と実施状況の報告の提供

		52	4	
336	分館、サービス拠点、流通ステーション（か所）	20 15 10	10 8 6	関連資料の提供 分館、サービス拠点、流通ステーションの名称、地点、責任者、利用状況および展開している読者活動の資料を提供する。少なくとも 3 回以上の拡張サービスがある
337	図書巡回サービスなど		0-10	農村への図書巡回プロジェクトおよびその他の関連資料の提供 1. 重点的に農村への巡回プロジェクトの実施状況と効果を調べる 2. 関連計画、総括および資料（記録、写真など）の提供 3. サービス対象のフィードバック意見の提供
338	特別団体、弱者へのサービス	障害者、青少年、出稼ぎ労働者などへのサービス	0-20	関連資料の提供 1. 障害者のための専用通路、専用施設、専門閲覧室、閲覧席など、サービスの展開状況：0-6 点 2. 出稼ぎ労働者のためのサービス状況：0-6 点 3. 青少年、高齢者などの弱者へのサービス状況：0-8 点
34	情報サービス		75	
341	管理機関の政策決定と社会事業の発展に関わる情報提供サービス		0-20	特定課題サービス、情報調査研究、追跡サービスを指す 顧客のフィードバック意見あるいは関連する宣伝報道の提供
342	科学研究と経済建設に関わる情報提供サービス		0-20	1. 協議書などの資料の提供 2. サービス展開の実施状況報告の提供 3. 顧客のフィードバック意見あるいは関連する宣伝報道の提供 課題、調査研究報告、2・3 次の文献
343	一般住民への情報提供サービス		0-25	一般住民への政府情報提供サービスを含む政府情報の提供

344	ネットサービス	ネットでの予約 ネットサービス	0-5 0-5	電話予約、貸出の更新を含む。一定数の記録が必要
35	読者活動		65	図書館が単独または共催で行う一定規模の読者活動
351	講座、報告会（回）	40 30 20 10	15 8 6 4	1. 関連資料の提供。例えば計画、写真、宣伝報道、総括と読者フィードバック意見などの資料 2. 読者活動がある程度の数に達したが、計画と総括がない場合、状況に応じて減点する
352	展覧、展示（回）	5 3 1	15 6 2	関連資料の提供。例えば計画、コンテンツ、写真、宣伝報告、総括と読者フィードバック意見などの資料
353	その他の読者活動（回）		0-10	同上
354	読者活動の参加者数（万人）	5 4 3 2	15 12 9 6	加点項目：閲覧の強化を指導すること
355	図書館サービスの広報	サービス広報週間 全民読書月間 メディアでの宣伝	0-3 0-3 0-4	計画、総括あり
36	社会教育と利用者の育成訓練	公益＋増収を含む	0-10	各種の社会教育訓練班を立ち上げ、利用者の訓練を展開する

図表 13-4　地級市公共図書館評価標準：標号（4）業務研究・指導・協力協調（120 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
4	業務研究・指導・協力協調		120	
41	業務研究		30	
411	省級以上の刊行物あるいは専門的会議で発表した論文（篇）	6 4 2	10 5 3	省、市級以上の学会受賞論文を含む 2004～2008 年の平均値 1. 刊行物は、ISSN を持つ連続出版物を指し、省級以上で、内部資料准印証有りの図書館専門刊行物、ISBN を持つ中国図書館学会

				年会論文集と国際会議論文集を指す 2. 論文は必ず図書館学、情報学、文献学などと関連し、図書館業務にも関連し、文字数は 3000 字以上でなければならない 3. 報道的な文献を含まない 4. 2004～2008 年の間、最高の 1 年のデータを用いてもよい
412	調査研究報告（篇）	4 3 2 1	20 15 10 5	理論と実践の相互結合、参考価値のあるもの 1. 当該地区の公共図書館事業建設に関わる総合的、個別的な報告（当該館の業務調査研究報告など）を指す 2. テーマが明確で、事実、データ、分析、提案を備えている調査研究報告（文字数は 2000 字以上）
42	業務指導		60	
421	基層図書館への指導の効果と実績		0-15	指導の報告、実施の記録、基層図書館の資料を提供する 1. 計画、総括、人員、経費：0-2 点 2. 当該地区の公共図書館にたいする業務統計分析：0-4 点 3. 当該地区の基層図書館にたいする自動化管理の指導：0-3 点 4. 業務指導活動の回数（6 回以上）と成果：0-6 点
422	基層図書館（室）の建設		30	
4221	街道、郷鎮図書館のカバー率（%）	50 40 30 20 10	15 12 9 6 3	街道、郷鎮図書館の名簿を提供する。
4222	社区、村図書館のカバー率（%）	50 40 30 20 10	15 12 9 6 3	社区、村図書館の名簿を提供する。

423	基層図書館を対象とする育成訓練の実施と効果		0-15	基層図書館の中堅職員の育成 1. 計画、総括：0-5 点 2. 訓練：0-5 点 3. 効果（参加人数、フィードバック資料）：0-5 点
43	協力、協調		20	
431	当該省の協力、協調事業への参加		0-10	1. 省の文献購入協力への参加：0-5 点 2. 事業の効果：0-5 点 3. 関連資料の提供
432	当該地区での協力、協調事業の組織化		0-10	図書購入、サービスを含む 1. 計画、総括など：0-5 点 2. 事業の効果：0-5 点 3. 関連資料の提供
44	図書館学会		0-10	1. 計画と総括：0-2 点 2. 地区的な学術活動の組織：0-3 点 3. 上の所属図書館学会または主管部門からの表彰：2 点 4. 中国図書館学会会員人数 10 人以上：1 点、20 人以上：2 点。省級学会会員人数が 20 人以上：1 点、50 人以上：3 点。合計 0-3 点

図表 13-5　地級市公共図書館評価標準：標号（5）文化共有プロジェクト（50 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
5	文化共有プロジェクト		50	
51	地級サブセンターの建設	専門組織、専門職人員あるいは兼職人員を持つ 経費投入 専用設備が標準に達する 規則制度、記録管理	0-5 0-5 0-5 0-5	5 人以上の専門職人員を持つ場合、専門組織を持つとみなす 各級財政が共有プロジェクト建設に投入する経費 1. 経費は 2002 年以来の投入総額 2. 専用設備一覧の提供 3. 関連資料の提供
52	技術育成	計画、方案、総括 総人数、カバー率	0-5 0-5	
53	基層図書館の指	基層図書館に下りた回	0-10	写真、文字、統計記録などの提供

	導	数、指導の内容および効果		基層図書館に下りた回数、計画、総括：0-5点 実施効果：0-5点
54	社会にたいするサービス活動		0-10	

図表 13-6　地級市公共図書館評価標準：標号（6）管理（100点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
6	管理		100	年内に重大責任事故があった場合、管理総点数から30～50点を引く 重大責任事故は比較的に大きな損失をもたらし、上層部から通達批判を受け、図書館の名誉とイメージに損害を与えた失火、盗難などを指す
61	人事管理		25	
611	職務設置管理の実施、給料奨励制度の設置	需要に応じる職務の設置、募集、競争を導入し、優秀な人材を採用、評価する	0-25	1. 需要による職務設置：0-3点 2. 職場募集：0-3点 3. 職場競争：0-3点 4. 職場責任制：0-3点 5. 評価状況：0-3点 6. 分配激励制度の設置と効果：0-10点 7. 全館の職場設置、目標管理、職員評価などの資料の提供
62	財務管理		0-8	1. 制度設計：0-2点 2. 制度実施状況：0-3点 3. 監督制度および実施状況：0-3点 4. 関連資料の提供
63	設備、物資管理	設備、物資管理の制度と実施状況、国有資産の管理状況	0-8	1. 制度設計：0-2点 2. 制度実施状況：0-3点 3. 国有資産管理：0-3点 4. 関連資料の提供
64	記録管理	職員評価記録 参考問合わせ記録 課題サービス記録 業務指導記録	0-3 0-3 0-3 0-3	分類の正確さ、装丁の整然さ、内容の完備性、巻毎の目録が必要。記録が健全で、資料が詳細、そして定期的に分類保存する。
65	統計作業	統計の完備	0-8	1. 統計は人事管理統計、財務統計、業務実施

		統計の分析	0-8	統計などを指す 2. 統計分析は統計データの分析研究を指し、事業の指導、改善に役立つ 3. 各種類の統計報告表と分析報告書を提供する
66	環境管理	閲覧学習の施設 清潔で安静な環境 サインの規則や標準 良好な施設維持	0-4 0-4 0-4 0-3	
67	消防、警備	消防 警備	0-8 0-8	当地の公安や消防部門が基準をみたす消防具などを提供する

図表 13-7　地級市公共図書館評価標準：標号（7）表彰・奨励（20 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
7	表彰・奨励	中央や部級の表彰や奨励には、毎回 5 点 省級党委や政府、業務主管部門の表彰や奨励には、毎回 5 点 地級の党委、政府、業務主管部門の表彰や奨励には、毎回 3 点	0-20	2004 年以降の証書、賞状、関連書類を基準とする。総点数は 20 点を超えない

2.3.2.2 県級市公共図書館評価標準

最後に「県級市公共図書館評価標準」も大きく 7 つの部分、すなわち(1)「館運営条件」、(2)「基礎業務」、(3)「読者サービス」、(4)「業務研究・指導・協力協調」、(5)「文化共有プロジェクト」、(6)「管理」、(7)「表彰・奨励」にまとめられている。「標準と要因」に基づいて、「指標」ごとに点数が付されており、その合計は 1000 点になっている。「館運営条件」（240 点)、「基礎業務」（255 点)、「読者サービス」（260 点)、「業務研究・指導・協力協調」（90 点)、「文化共有プロジェクト」（50 点)、「管理」（100 点)、「表彰・奨励」（20 点）である。

こうした点数を積算し、最終的に格付けが決定される。図表 14 に示すのが「県級市公共図書館評価標準」で詳細なものである。

図表 14　県級市公共図書館評価標準

図表 14-1　県級市公共図書館評価標準：標号（1）館運営条件（240 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
1	館運営条件		240	
11	施設		45	
111	建物建築面積 （㎡）	3000 2500 2000 1500 1000	25 20 15 10 5	（職員宿舎と臨時建物を除外）
112	閲覧座席数 （席）	300 250 200 150 100	10 8 6 4 2	
113	少年児童閲覧室座席数 （席）	60 50 40 30 20	10 8 6 4 2	（独立制の少年児童館を設立していれば満点を得る）
12	現代化技術設備		30	
121	コンピュータの台数 （台）	30 25 20 15 10	10 8 6 4 2	122 を含む。
122	利用者用のコンピュータの台数 （台）	20 15 10 5	10 8 6 4	OPAC 専用のコンピュータの台数を含む
123	インターネット接続	専用線 ADSL ダイヤルアップ	10 7 4	電信業者とのネットワーク施工契約書を提供する
13	経費		65	
131	経費	50	35	同級財政補助経費を指す

	（万元/年）	45 40 35 30 20	30 25 20 15 10	
132	図書購入費単独リスト	財政補助において、図書購入費の金額が4万元以上でなければならないことを標記する	10	図書購入費を指す （省級市や地級市と違って、図書購入費には財政補助があるため、図書購入費リストは単独に提出する）
133	資料購入費 （万元/年）	15 12 10 8 6 4	20 17 14 11 8 5	データベースやCDなど図書館全体の資料購入費を指す
14	人員		70	
141	学歴		20	
1411	専門学校以上の学歴人数/職員総数 （%）	35 30 25 20	10 8 6 4	
1412	中専、高校以上の学歴人数/職員総数（%）	95 90 80	10 7 4	
142	職名		20	
1421	中級職名以上の人数/職員総数 （%）	4 3 2	10 7 4	
1422	初級職名以上の人数/職員総数 （%）	50 40 30	10 7 4	
143	管理層状況	学士あるいは副高級職以上の人数が3/4以上である	0-8	

		業務を主管する副館長は、系統的な図書館学教育を受ける 管理層は継続教育を受ける	0-6 0-6	
144	職場教育、継続教育（1 人当たり時間/年）	85 80 72	10 7 4	年総時間/業務人員数
15	総蔵書冊数（万冊、件）	20 17 14 11 8 5	30 25 20 16 12 8	

図表 14-2　県級市公共図書館評価標準：標号（2）館運営条件（255 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
2	基礎業務		255	
21	資料受入れ		85	
211	年間図書受入れ点数（種）	3500 3000 2500 2000 1500 1000 500	30 26 22 18 14 10 5	212、213、214 項を含まず
212	年間新聞雑誌受入れ点数（種）	400 350 300 200 100	20 16 12 8 4	電子定期刊行物を含まない
213	年間電子文献受入れ点数（種）	100 80 60 40	10 8 6 4	利用可能な電子文献数量で、電子図書、電子定期刊行物を含む

214	年間視聴覚資料受入れ点数 （件）	30 20 10	10 8 4	録音テープ、録画テープ、CD レコード、DVD/VCD などのメディア
215	地方文献の収納	専門コーナーや専門書架がある 担当者または兼職職員による管理 専門目録がある	4 4 3	
22	書誌データの作成記入		50	
221	中国語一般図書の目録規則の使用状況	「中国図書分類法」（第四版）の使用 「一般図書記入規則」の使用 「中国分類及び件名表（第二版）」の使用	0-10	使用しない場合、点数なし
222	図書データの誤差率（%）	5 4 3 2	6 9 12 15	不正確な分類、コード間違い、索引規則に違反した場合、間違いとする。100 種を抽出検査し誤差率が 5%を超えると点数なし
223	図書記入誤差率（%）	5 4 3 2	6 9 12 15	目録規則、機械可読目録フォーマットに違反し、明確な間違いや漏れた記入は間違いとする。100～200 件を抽出検査し、誤差率が 5%を超えると点数なし
224	加工整理の質	書誌ラベル、登録番号、蔵書印など	0-10	規範、統一、整然、美観を要求する
23	目録の設置、組織、管理		30	
231	目録の設置	一般図書は事務用と利用者用の目録を作成 利用者用の目録は分類目録と書名目録を作成	0-5	目録が 1 つ少ない場合、3 点を引く。3 つ足りなければ点数なし

		新聞雑誌は、件名目録を作成		
232	機械可読目録の作成		0-5	
233	目録作成の誤謬率（%）	5 4 3 2	4 6 8 10	
234	目録管理	担当者の管理 定期的なメンテナンス 目録検索の指導	0-10	
24	蔵書組織管理		35	
241	閉架式図書の配架誤謬率（%）	2.0 1.5 1.0 0.5	4 6 8 10	
242	開架式図書の配架誤謬率（%）	6 5 4 3 2	2 4 6 8 10	配架番号順に検査する
243	文献保護	文献保護規則制度 書庫防火、防盗、防虫、防湿、防塵などの措置、設備および効果 書庫の衛生状況 破損図書の修復状況など	0-3 0-5 0-3 0-4	
25	自動化、ネットワーク		35	
251	自動化管理	収集業務など 目録作成 貸出業務など 目録検索	5 5 5 5	
252	館内ローカル LAN	ローカル LAN が完成し広く利用さ	0-5	

		れている		
253	図書館サイト	サイトが設けられサービスを公開している	0-5	
254	地区ネット相互接続サービスへの参加		5	相互貸借可
26	デジタル化		20	
261	データベース運用計画	館内データベース運用計画がある	5	合理的な計画、運用の可能性
262	中国語図書の蔵書目録のデジタル化（%）	80 70 50 30 20	10 8 6 4 2	CNMARC フォーマットに準じて、1949 年からの中国語一般図書の蔵書目録を機械可読目録にする
263	地方文献データベース	地方文献の特別主題データベースを作成し、提供する	0-5	書誌データベースを含まない

図表 14-3　県級市公共図書館評価標準：標号（3）読者サービス（280 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
3	読者サービス		280	
31	無料開放の程度		0-10	
32	読者満足率		0-20	評価班がアンケートを配布し、図書館の運営条件、環境、サービスの質と効果などを読者に問う
33	一般のサービス		150	
331	年間貸出冊数（万冊）	10 8 6 4	30 24 18 12	コンピュータによる管理の場合、コンピュータの統計データを基準とする
332	年間延べ入館者数（万人）	15 12 9 6	25 20 15 10	

333	開架資料の比率 開架図書、新聞雑誌の冊数/総蔵書冊数（%）	60 50 40 30	25 20 15 10	半開架の図書刊行物を含む。古籍は総蔵書冊数に含まない
334	図書や雑誌の広報（種）	400 300 200 100	10 8 6 4	館内外での各種方式による広報活動を指す
335	週間開館時間（時数）	60 56 52 48	10 8 6 4	土曜と日曜に閉館の場合、点数を付けない
336	サービス拠点、流通ステーション（個）	10 8 6 3	15 12 9 6	館内外に設立された読者サービスの場所を指す
337	特別団体、弱者へのサービス	障害者、青少年、高齢者などへのサービス	0-15	関連資料の提供
34	情報サービス		35	
341	管理機関の政策決定に関わる情報提供サービス		0-10	特定課題サービス、情報調査研究、追跡サービスを指す。
342	科学研究と経済建設に関わる情報提供サービス		0-10	同上
343	一般住民への情報提供サービス		0-15	一般住民への政府情報提供サービスを含む
35	読者活動		60	
351	講座、報告会（回）	20 15 10 5	10 8 6 4	
352	その他の読者活動（回）	30 24 18	20 16 12	関連資料の提供

		12 6	8 4	
353	読者活動の参加者数（万人）	2.0 1.5 1.0 0.5	10 8 5 3	館内で行われた指導班を計上しない
354	図書館サービスの広報	サービス広報週間 全民読書月間 メディアでの宣伝	0-7 0-7 0-6	
36	社会教育と利用者の育成訓練		0-15	各種の社会教育訓練班を立ち上げ、利用者の訓練を展開する。

図表 14-4　県級市公共図書館評価標準：標号（4）業務研究・指導・協力協調（90 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
4	業務研究・指導・協力協調		90	
41	業務研究		30	
411	年間に発表した専門論文（篇）	4 3 2 1	10 8 6 4	2004～2008 年
412	調査研究報告	2 1	10 5	理論と実践の相互結合、参考価値のあるもの
42	業務指導		50	
421	基層図書館への指導の効果と実績		0-20	指導の報告、実施の記録、下級館の資料を提供する
422	基層図書館（室）の建設	郷鎮、街道、社区、村の図書館設立支援には、1 館につき 2 点。サービス効果が著しいなら、1 館につき 3 点	0-15	2004 年以来の設立支援を指す
423	基層図書館を対象とする育成訓練の実		0-15	中堅職員の育成

	施と効果			
43	協力、協調の展開、資源共有への参加		0-10	

図表 14-5　県級市図書館評価標準：標号（5）文化共有プロジェクト（50 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
5	文化共有プロジェクト		50	
51	県級サブセンターの建設	専門組織、専門職人員あるいは兼職人員を持つ 経費投入 専用設備が標準に達する 規則制度、記録管理	0-5 0-5 0-3 0-2	2 人以上の専門職人員を持つ場合、専門組織を持つとみなす 各級財政が共有プロジェクト建設に投入する経費
52	技術育成	計画、方案、総括 年総人数、カバー率	0-5 0-5	
53	基層図書館の指導	基層図書館に下りた回数、指導の内容および効果	0-10	写真、文字、統計記録などの提供
54	社会にたいするサービス活動		0-10	

図表 14-6　県級市公共図書館評価標準省：標号（6）管理（50 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
6	管理		85	年内に重大責任事故があった場合、管理総点数から 30～50 点を引く
61	人事管理		15	
611	職務設置管理の実施、給料奨励制度の設置	需要に応じる職務の設置、募集、競争を導入し、優秀な人材を採用、評価する	0-15	
62	財務管理		0-10	
63	設備、物資管理	制度と実施状況	0-10	

64	記録管理	職員評価記録 参考問合わせ記録 課題サービス記録 業務指導記録	0-3 0-3 0-3 0-3	分類の正確さ、装丁の整然さ、内容の完備性、巻毎の目録が必要
65	統計作業	統計の完備 統計の分析	0-7 0-7	
66	環境管理	閲覧学習の施設 清潔で安静な環境 サインの規則や標準 良好な施設維持	0-3 0-3 0-3 0-3	
67	消防、警備	消防 警備	0-6 0-6	当地の公安や消防部門が基準をみたす消防具などを提供する

図表 14-7　県級市公共図書館評価標準：標号（7）表彰・奨励（20 点）

標号	指　標	標準と要因	点数	備　考
7	表彰・奨励	中央や部級の表彰や奨励には、毎回 5 点 省級党委や政府の表彰や奨励には、毎回 5 点 地級や県級の業務主管部門の表彰や奨励には、毎回 3 点	0-20	2004 年以来

2.3.2.3 区県図書館評価格付け付加評価標準（上海）

文化部の評価格付け標準を土台に、上海では区県図書館の評価において独自に付加評価標準を設定した。この付加標準による各項目の得点に重みをつけて、基本評価点数に加算することになる。

付加標準の合計点は 100 点で、上海特有の図書館運営状況に応じて点数を増減する。図表 15「上海市区県図書館評価格付け付加標準」が、その表である。

図表 15　上海市区県図書館評価格付け付加標準

	項　目	標　準	増減点数
1	博覧会対応審査成績	各回の審査中の平均得点に応じて成績を計算する	90 点以上：＋10 点 80～89 点：＋5 点
2	資料費	常住人口 1 人当たり 2 元以上を基準とする	2-6 点を付ける
3	読者満足率	評価格付けの読者満足率の得点順で、順位をつける	10 位まで：＋6 点 11～19 位：＋3 点 20～24 位：＋1 点 25 位以下は点数をプラスしない
4	図書の広報	図書の広報が多様で、書評研究討論などの活動がある	2～6 点を加える
5	深化サービス	サービス拠点では、平均して本の配送が 3 回以上、かつ多様なサービス方式があり、良好なフィードバック記録がある	2～8 点を加える
6	読書活動	4 項目以上の主要項目があり、活動テーマが明確で、優秀な読み物を推薦紹介し、良好な社会的効果がある	2～10 点を加える
7	貸出冊数	コンピュータの記録統計を基準に、年間貸出冊数 22 万冊を基数とする。	1 万冊を超える毎に 1 点、最高 10 点を加える
8	課題サービス	提供した情報を加工整理し、目的性と実効性があり、利用者や読者から好評を獲得し、フィードバック記録がある	4～10 点を加える
9A	基層図書館の指導	街道（郷鎮）図書館の業務統計が完備し、業務が整備されており、業務記録が完備し、基層図書館からの評価が良好である	2～6 点、 9A に該当しない場合は 9B を適用する。
9B	職員継続教育	職員継続教育制度が完備し、学士以上の人数が職員総数の 70%以上を占める	80%以上：＋6 点 75～79%：＋4 点 70～74%：2 点
10	調査研究報告	事実、データがあり、比較分析の観点が明確で、意見に指導的な役割がある	2～8 点を加える
11	特色あるサービス	当該サービスに創意と成果があり、社会からの評価もよく、実施期間が 2 年以上である	5～10 点を加える
12	施設面積	公益性サービスに専有する面積を用いて、転用あるいは経営活動に使う面積が 5%を超える	総点数から 10 点減点

第3章

地方公共図書館の評価体系

地方性公共图书馆评价体系

3.1 上海市

現在、公共図書館に関する上海市の政策は、主に「上海市公共図書館管理方法」と「上海市公共図書館サービス標準（試行）」で、上海市文化放送映像テレビ管理局がこれらの政策を実施する。上海市文化放送映像テレビ管理局は毎年行われている上海市内の公共図書館にたいする不定期検査を、上海市図書館協会に委託している。

3.1.1 「上海市公共図書館管理方法」(2002 年)

「上海市公共図書館管理方法」は 1996 年 11 月 28 日に上海市人民政府により公布され、1997 年 1 月 1 日に正式に実施された。そののち修正され、2002 年 11 月 18 日に再度公布された。この「方法」の目的は、上海市公共図書館の管理を強化すること、社会主義の物質文明と精神文明の促進における公共図書館の役割を十分に発揮すること、公共図書館事業の発展を推進すること、それに人民の科学、文化知識にたいする需要を満たすことにある。

「方法」では、上海市文化放送映像テレビ管理局が全市の公共図書館にたいして、統一的な管理を行い、各区（県）文化行政管理部門が管理権限にしたがって、当該管轄区域内の公共図書館の管理を担当する。具体的な細則を示したのが、図表 16「上海市公共図書館管理方法」である。

図表 16　「上海市公共図書館管理方法」

類　目	細　則
設置原則	◆各級の人民政府と街道事務所は、当該地区内の人口分布状況と図書館事業の発展需要に応じて、管轄区域内の各級公共図書館の設置にたいして、統一的な計画を実施する ◆公共図書館は、行政区域に応じて階層的に設置される。条件が揃っている地域では、独立運営の少年児童図書館を設置すべきである。独立運営の少年児童図書館がない地区では、公共図書館内に少年児童図書室を開設すべきである

管理原則	公共図書館の管理は、統一的な管理、級別に応じる担当、専業的な管理の原則を実行する
設計計画の提出記録	新築、改築、増築の公共図書館の場合、施工者は以下の規定にしたがって、図書館の設計方案を文化行政管理部門に提出記録として送らなければならない。 (1)市と区（県）図書館の設計計画は市文化局に送る (2)街道（郷、鎮）図書館の設計計画は区（県）文化行政管理部門に送る
建物面積	区（県）図書館の建築面積は 5000 平方メートルに、街道（郷、鎮）図書館の建築面積は 100 平方メートルに達すべきである
閲覧座席	◆区（県）図書館の閲覧座席総数と当該区（県）内の街道（郷、鎮）図書館の閲覧座席総数の合計は、当該区（県）人口総数の 2/1000 に達すべきである ◆区（県）図書館の閲覧座席数は 500 席以上に、街道（郷、鎮）図書館の閲覧座席数は 50 席以上に達すべきである
配置要求	◆公共図書館は、閲覧用部屋、書庫部屋、事務部屋、その他の部屋に分かれる ◆公共図書館は、仕事の需要に応じて、図書、新聞雑誌、映像音声製品、電子出版物などの閲覧室を開設する
設置登記	市と区（県）図書館は、設置した日から 30 日以内に市文化局に、街道（郷、鎮）図書館は設置した日から 30 日以内に区（県）文化行政管理部門に設置登録手続きを行わなければならない
公共図書館の部屋の使用変更に関する制限	◆公共図書館の閲覧部屋と書庫部屋を厳格に管理、保護しなくてはならず、随意占用をしてはならない。公共図書館の閲覧部屋あるいは書庫部屋を占用する必要がある場合、市と区（県）図書館は市文化局に申請し、市文化局は申請を受理した日から 15 日内に審査結果を出す。街道（郷、鎮）図書館は区（県）文化行政管理部門に申請し、区（県）文化行政管理部門は申請を受理した日から 15 日内に審査結果を出す。 ◆公共図書館内で営利的な文化娯楽場所を設置することを禁止する
停止と変更	◆公共図書館が合併、分立、廃止する場合、あるいは所在地、館名を変更する場合、本「方法」の第十二条規定にしたがい、文化行政管理部門に審査許可の手続きをしなければならない
蔵書冊数	区（県）図書館の蔵書冊数は 50 万冊以上に、街道（郷、鎮）図書館の蔵書冊数は 1 万冊以上に達すべきである
収集資料の重点	市図書館は、特許文献、標準文献、上海市の地方文献と国内出版社、新聞社、雑誌社などが出版した新聞雑誌、シリーズ本、多巻本および国外主要出版物を重点的に収集する。区（県）図書館は、当該区（県）の地方文献と上海市出版社、新聞社、雑誌社などが出版した主要出版物を重点的に収集する
目録管理	◆公共図書館は、受入れ資料にたいして、検収、登録、分類、目録作業を行い、完備した蔵書目録システムを設け、担当者による管理を行う。また定期的な検査照

	合で資料と目録の一致を維持する ◆資料の分類、目録作業は、国家規定の統一標準に基づく ◆市と区（県）図書館は、蔵書目録データベースを設け、コンピュータによるネット相互検索を実現する
資料を貸出閲覧に供するまでの日数	新聞は届いた日に、定期刊行物は届いた日から 2 日以内に、他の資料は届いた日から 15 日以内に貸出閲覧に提供すべきである
資料の整理	公共図書館は定期的に資料の整理を行い、整理した結果を市文化局あるいは区（県）文化行政管理部門に提出記録として送る
出版物サンプル本の送付	特殊な種類あるいは出版冊数が少ない出版物を除いて、上海市の出版社、新聞社、雑誌社などは自らの出版物を 30 日以内に、サンプル本を市図書館が所蔵するために送らなければならない
館長の条件	公共図書館は、館長 1 名、副館長数名を配置する。市図書館館長は高級専門技術職名を持つ人物が、区（県）図書館館長は中級以上の専門技術職名を持つ人物が担当すべきである
職員の配置	◆市と区（県）図書館は、一定数の専門技術人員と管理人員を配置すべきである。具体的な人数は市人事局が市文化局と合同で別途に規定する ◆街道（郷、鎮）図書館は、初級以上の専門技術職名を持つ専門技術人員を配備すべきである。
訓練と評価	市文化局と区（県）文化行政管理部門は、定期的に公共図書館の専門業技術人員と管理人員に業務訓練と評価を行う
経費	◆市と区（県）図書館の経費は、市と区（県）の財政から支出される ◆街道（郷、鎮）図書館の経費は、街道事務所（郷、鎮人民政府）が保障し、区（県）人民政府が適当の支援を行う ◆公共図書館の経費は、国民経済と公共図書館事業の発展に応じて、毎年増加すべきである ◆公共図書館の建設資金は、多方面から調達してよい。政府は、会社や個人による公共図書館への寄付や寄贈書を奨励する
資料購入費使用の監督	◆公共図書館の資料購入費は、支出目的に応じて使わねばならない ◆公共図書館の資料購入費の使途は、財政、審査主管部門の監督を受ける ◆公共図書館は、毎年 1 月に過去 1 年間の資料購入費の使用状況を、所属の主管部門と文化行政管理部門に報告すべきである
開館時間	◆各級の公共図書館毎週の開館時間は、以下の標準に達しなければならない：市図書館が 70 時間以上、区（県）図書館が 63 時間以上、街道（郷、鎮）図書館が 49 時間以上。独立運営の少年児童図書館と公共図書館が開設した少年児童図書室は 36 時間以上 ◆市と区（県）図書館は、毎日（祝休日を含む）開館すべきである

	◆独立運営の少年児童図書館と公共図書館が開設した少年児童図書室の場合、土曜、日曜と生徒の夏と冬の休み期間、毎日の開館時間が 8 時間未満であってはならない
貸出閲覧の方式	公共図書館は、館内閲覧、貸出閲覧（郵便、電話予約などを含む)、巡回貸出などの多様なサービス方式を採用すべきである
貸出閲覧の制限	国家規定による一部の資料の公開閲覧停止を除いて、公共図書館は別途に標準を作成して、資料の公開貸出閲覧の範囲を制限してはならない
閲覧指導	公共図書館は、図書の展示、指導講座、公衆性の読書活動の組織化といった多様な方式で、読者にすぐれたな読み物を推薦し、読者の閲覧を指導すべきである
情報サービス	◆公共図書館の職員は、読者に資料情報を提供し、読者からの閲覧に関する問合せに回答し、読者に資料検索を指導する ◆公共図書館は、読者の需要に応じて読者のために、テーマ情報の収集、参考資料の編纂と資料の検索、それに翻訳などの業務を行う
読者の義務	◆読者は、公共図書館の閲覧規則を遵守すべきである。館内での貸出閲覧には有効な身分証明書などを示し、貸出には貸出カードを作成しなくてはならない ◆読者は、公共図書館の資料と施設を大切にすべきである。資料に損害を与えたり紛失した場合、賠償すべきである。賠償については市文化局が別途に規定する
料金徴収規定	◆公共図書館は、図書、新聞、雑誌の貸出閲覧について、無料サービスを実施する ◆公共図書館は、テーマ情報の収集、参考資料の編纂、AV 製品や電子出版物の貸出閲覧サービス、代行検索、翻訳、資料のコピーなどについて、利用者から費用を徴収できる。具体的な料金徴収については、市文化局、市財政局、市物価局と合同で別途に規定する
業務指導	市と区（県）図書館は、業務指導組織を設置すべきである。文化行政管理部門と協力して、当該地区の基層図書館にたいする情報調査と業務指導を行う
業務協力	公共図書館は、互いに協力すべきである。その他の系統の図書館との関係を増強し、資料の購入、交換および貸出閲覧などで協力を行い、所蔵資源の共有を実現する
奨励	公共図書館への寄付や寄贈、および公共図書館事業に貢献した会社や個人にたいして、市文化局と区（県）文化行政管理部門は奨励を与えるべきである
本「方法」規定の違反にたいする処置	本「方法」規定に違反し、以下の行為があった場合、市文化局あるいは区（県）文化行政管理部門が措置を講じるか、期限内に改善するかの命令をする。状況が厳重な場合、通報批判を行う (1)新築、改築、増築の公共図書館が規定に反して、図書館の設計計画を文化行政管理部門に提出記録として報告していない (2)公共図書館の閲覧部屋あるいは書庫部屋を承認を受けずに、随意占用している (3)公共図書館の合併、分立、廃止、または公共図書館の所在地、館名の変更

	を承認なしに行っている (4)資料購入費を他の用途に使っている (5)時間通りに開館していない (6)資料の公開貸出閲覧範囲を任意に限定している 本方法規定を違反し、勝手に読者にサービス料金あるいはサービス料金を超える額を徴収した場合、市文化局あるいは区（県）文化行政管理部門が期限内に費用を返却し、公共図書館には読者への公開謝罪を命令する。状況が重大な場合、通報批判を行う

3.1.2「上海市公共図書館サービス標準」(2007 年)

2007 年 3 月、上海市文化放送映像テレビ管理局が正式に「上海市公共図書館サービス標準（試行)」を配布した。これは上海の公共図書館を対象とする初めてのサービス標準で、全国的にみても最初のものである。この標準の公開により、上海の公共図書館の拡張サービスが政策および制度の面から促進され、図書館への満足度の上昇が得られた。この標準は 6 つの部分に分けられ、合計 33 項目で構成されている。内容は、サービス目的、サービス環境、開館時間、サービス方式、サービス態度、制度公開などからなる。特に料金徴収、ネットサービス、消防安全、読者による監督などについて明確に規定した。その骨子が図表 17「上海市公共図書館サービス標準」である。

図表 17　「上海市公共図書館サービス標準」

サービス施設と環境	◆公共図書館は、公益性公共文化サービスの組織として、建物は主に公益性サービスに使われる。市、区県図書館の公益性サービス建築面積 1)は、建物総面積の 80 パーセント以上を占めなければならない。社区図書館では 90 パーセント以上でなければならない ◆独立運営少年児童図書館がない区県と街道（郷鎮）は、当該区県と街道（郷鎮）図書館内で、単独の少年児童サービス区域を設けなければならない。その建築面積は、文献サービス建築総面積 2)の 10 パーセント 3)以上でなくてはならない ◆公共図書館のサービス区域は、清潔な環境、整然、良好な採光照明、適切な換気を維持しなくてはならない。閲覧区域は静かな環境を維持する。書庫および貸出、閲覧区域は、定期的に消毒を行い、手洗い室は臭わない。市、区県図書館のサービス区域の室内温度は、国家の関連規定にしたがう 4) ◆公共図書館は、館外に目立つ館名牌を設置し、館内では館内配置図を置き、廊下には明確な指示板を備える。カード作成方法、貸出閲覧規則、料金徴収規則、市民の利便性、開館時間などの規則、および各種のサービス情報は、館内の目立つ位置で読者に公示する。使用する文字と標識は国家関連規定にしたがう 5) ◆公共図書館は、バリアフリーにすべきである。室外には障害者用の通路があり、室内

	には障害者用の手洗い設備とエレベータがある。エレベータがない公共図書館は、障害者に適切なサービスを低い階で行う。あるいは指定した担当者が応対する。バリアフリー設備は明確な標識を備え、国家関連規定にしたがう[6)] ◆公共図書館は、開架図書閲覧サービスを実施し、書架間の距離と書架の高さ、閲覧机の間の通路幅、閲覧座席が占用する面積は国家関連規定にしたがい、読者に便利でなければならない[7)]
サービス対象と開館時間	◆公共図書館は、上海市の住民以外に、上海を訪れた外地、境外の人を対象とすべきである。少年児童図書館（区域）のサービス対象は少年児童に加えて、保護者と少年児童の関係者も含むべきである ◆公共図書館は、通年開館を実行し、祝休日期間にも閲覧や貸出などのサービスを行うべきである ◆市と区県図書館の毎週の開館時間は 70 時間以上、街道（郷鎮）図書館の毎週の開館時間は 56 時間以上であるべきである[8)]。各級の少年児童図書館（区域）の毎週の開館時間は 36 時間以上であるべきである。祝休日、学校の夏や冬の休み期間中は終日開館し、毎日の開館時間は 7 時間以上である ◆公共図書館が特別の理由により一時的に閉館する場合、所属文化行政主管部門の同意を得た上、1 週間前から事前に読者に公告する
サービス内容と方式	◆公共図書館は、文献の貸出閲覧、検索と閲覧の指導などのサービスを提供すべきである。市と区県図書館は、参考質問、教育訓練、講座、展示、ネットサービス・ナビゲータなどのサービスも提供すべきである。国家規定と貴重文献以外、公共図書館は別標準によって文献の貸出閲覧を限定してはならない ◆公共図書館は、予約貸出、電話（ネット）による貸出更新、巡回図書拠点や特殊困難な読者への図書宅配などの措置を講じるべきである ◆公共図書館が読者からカード作成手数料や図書保証金を徴収する場合、物価部門の審査許可を受けなければならない ◆公共図書館が読者の代わりにテーマ情報の収集、参考資料の編纂、検索、資料のコピーなどのサービスを提供する場合、または貸出図書の延滞や図書の破損や紛失が生じた場合、費用を徴収できる。料金徴収は物価部門の審査許可を受けなければならない ◆公共図書館は読者の個人情報を外部に漏らしてはならない ◆市と区県図書館は、問合せサービス・コーナーを設置すべきである。読者にたいして、閲覧に関する問合せに回答し、読者の資料検索を指導し、積極的に読者にサービスを提供する ◆公共図書館は、手荷物預かり、遺失物保管などの無料サービス窓口を設けるべきである。飲用水、虫眼鏡、公用薬箱なども準備し提供する。市と区県図書館は、コピー、プリント、スキャン、インターネット、および閉館時間の返却図書箱を提供し、読者の便利を図る。

	◆市と区県図書館は、インターネット・サイトを開設し、ネットサービスを提供すべきである。図書館サイトのコンテンツは定期的に更新すべきである。図書館サイトには、蔵書検索、サービス情報、読者メールなどのネットサービスを設けるべきである。読者からの問合せ、苦情にはすみやかに返信すべきである ◆公共図書館の電子閲覧室は、読者のインターネット利用状況に注目すべきである。未成年者のネット利用時間については、1 日の連続ネット時間が 3 時間を超えないようにする
サービスの保障と監督	◆公共図書館は著作権を遵守すべきである。正規の文献を購入し、海賊版の文献（視聴覚文献、電子文献を含む）を提供してはならない ◆新聞は館に届いた日に、定期刊行物は届いた日から 2 仕事日以内に開架で提供すべきである。新書が館に届いてから社区図書館では 4 仕事日以内に、区県図書館では 7 仕事日以内に、市図書館では 15 仕事日内に開架で提供すべきである ◆図書の配列は、中国図書分類法にしたがって整然と配列し、開架式での図書配架の誤謬率は 2 パーセント以下でなければならない。開架書庫内は担当者による巡視を行い、可能な限り読者が必要する図書を短時間に探し出す ◆職員は名札をつけて、職場ではよい姿勢を保つ。読者への応対は標準語を使い、丁寧な言葉を用いる。必ず「首問責任」を守る[9]。読者の問題をできるだけ解決する ◆職員はサービス区域内の静かな環境を維持する。サービス区域内での私語、個人的な電話利用、食事は許されない。サービス区域内での移動は静かにし、読者に影響があってはならない。職員が職場を一時的に離れる場合、標識を置くか、他の職員と交代しなければならない ◆館内の消防施設は完備し、標識が目立ち、消防通路を確保しなくてはならない。雨の日は滑り止めの措置を講じる。大きなガラスの扉や窓を持つ公共図書館は、目立つ標識を貼付し、事故の発生を防ぐ ◆公共図書館は、目立つ位置に読者意見箱を設置し、苦情などを受け付ける電話を設ける。読者の意見に耳を傾け、読者の批判や苦情を謙虚に受け止める。読者からの意見や苦情は、真剣に調査して、すみやかに回答する ◆公共図書館は、毎年定期的に読者満足率の評価活動を行う。公共図書館への読者の満足度を調査し、読者が満足していない事柄は早めに改善するとともに、サービスを常に改善し、サービスの質の向上に努める。

注 1：公益性サービス建築面積は、読者に提供する文献資料の目録検索、閲覧貸出、典蔵書庫、展示、講座講演、訓練場所および関連の部屋の建築面積を指す

注 2：文献サービス建築面積は、読者に提供する目録検索、問合せ、閲覧、貸出、開架書庫および典蔵書庫サービス建築面積を指す

注 3：建物総面積が 1 万平方メートルを超す公共図書館の場合、その少年児童サービス区域の建築面積は 1 千平方メートル以上を必要とする

注 4：衛生部、国家環境保護総局、国家質量監督検験検疫総局が合同で公布した「室内空気質量標準」（2003 年 3 月 1 日から実施）の規定で、夏期の室内空調温度が摂氏 28 度を超えない。冬期室内空調温度が摂氏 16 度を下回らない

注 5：「国家通用語言文字法」（2001 年 1 月 1 日から実施）第十三条規定：「公共サービスは規範漢字を基本サービス用の文字とする。公共サービスの需要で、看板、広告、告示、プレートなどに外国の文字と中国の文字を同時に使用する場合、規範文字を使わなければならない」

注 6：建設部、民政部、中国障害者連合会が 2001 年 6 月に公布した「都市道路と建築物バリアフリー設計規範」では、具体的に公共サービス施設でのバリアフリー専用通路の傾斜度、幅および長さを規定している

注 7：建設部、文化部、教育部が 1999 年 6 月 14 日に合同で公布した「図書館建築設計規範」では、書架間の間隔と高さ、閲覧机間の幅、閲覧座席が占める面積などを具体的に規定している

注 8：「上海市公共図書館管理方法」第 26 条規定：「区（県）図書館が 63 時間以上。街道（郷、鎮）図書館が 49 時間以上」。本標準は、社会公衆の需要および現在の公共図書館の実情に基づいて、区県図書館が毎週 70 時間以上、街道（郷鎮）図書館が 56 時間以上と規定している。その目的は、公共図書館にできるだけ長時間の開館を要求し、読者の便利を図ることにある

注 9：読者に最初に問合わせされた職員を首問責任人とする。首問責任人は読者から出された問題や要求について、自分の職責（権）範囲か否かにかかわらず、可能な限り読者に助けを提供すべきである

3.2 その他の省市

現在、図書館政策に関係している主要な省市は、浙江省、北京市、江蘇省、河南省、湖北省、江西省、広東省、内モンゴル自治区、新疆自治区などで、参考として図表 18「主要省区市図書館の図書館政策採択状況」に一覧を示しておいた。

図表 18　主要省区市図書館の図書館政策採択状況

図書館主要政策	公布機構	公　布
深セン特区公共図書館条例	深セン市人大	1997.10
内モンゴル自治区公共図書館管理条例	内モンゴル自治区人民代表大会	2000.8
湖北省公共図書館条例	湖北省人民代表大会	2001.7
北京市図書館条例	北京市人民代表大会	2002.7
河南省公共図書館管理方法	河南省政府	2002.9
浙江省公共図書館管理方法	浙江省政府	2003.10
河北省県（区）級模範図書館標準	河北省文化庁	2006.6
広州市図書館条例	広州市人民代表大会	2008
江蘇省公共図書館文明礼儀サービス規範	江蘇省文化庁	2008.1
江西省公共図書館サービス標準	江西省文化庁	2009.2
新疆自治区公共図書館サービス標準	新疆自治区文化庁	2010.7

第4章

「国際大都市図書館指標体系」

自订标准（国际大都市图书馆指标体系）

「国際大都市図書館指標体系」研究は、上海図書館王世偉が主導する国家社会科学基金重点プロジェクトで、2005 年にプロジェクトが発足して、2008 年に完成し、2009 年に出版された。この体系は、(1)「施設と資源」（投入）、(2)「サービス実績」（産出）、(3)「サービス成果」（アウトカム）、(4)「影響・貢献」（インパクト）の 4 つに大きく分けられている。この 4 項の 1 級指標の下に 12 項の 2 級指標があり、2 級指標の下に 45 項の 3 級指標ある。すなわち合計 45 項の指標があることになる。

(1)「施設と資源」（投入）は図書館に投入した各資源で、その下に 4 つの 2 級指標、すなわち(1.1)「施設」、(1.2)「人的資源」、(1.3)「文献資源」、(1.4)「予算と資金」がある。さらにその下に 3 級指標が計 16 置かれている。

(2)「サービス実績」（産出）は投入された資源にたいする直接的な産出に関わるもので、その下に 4 つの 2 級指標、すなわち(2.1)「便利なサービス」、(2.2)「利用者数」、(2.3)「貸出の量」、(2.4)「サービス効率」がある。さらにその下に 3 級指標が計 15 置かれている。

(3)「サービス成果」（アウトカム）は図書館の産出がもたらした直接的な効果で、その下に 2 つの 2 級指標、すなわち(3.1)「投入にたいする利用（吸引力）」、(3.2)「読者の満足度」がある。さらにその下に 3 級指標が計 8 置かれている。

(4)「影響・貢献」（インパクト）は図書館の産出がもたらした間接的な効果で、その下に 2 つの 2 級指標、すなわち(4.1)「社会的影響」、(4.2)「社会的貢献」がある。さらにその下に 3 級指標が計 6 置かれている。

「国際大都市図書館指標体系」は、国内外の既存の図書館評価標準を検討し、ユネスコや国際図書連盟が作成した関連文献などを土台に作成されたものである。その全体を示したのが、図表 19「国際大都市図書館の指標体系」である。

現在、この指標体系は広州図書館に応用されている。例えば広州図書館の 2010～2015 年の発展計画では、「国際大都市図書館指標体系」を導入し、図書館質量評価体系を作成して実施した。図書館の日常的な管理運営の長期的効果を視野に入れている。

広州図書館は、「国際大都市図書館指標体系」が採用している 1 級指標、(1)「施設と資源」

（投入）、(2)「サービス実績」（産出）、(3)「サービス成果」（アウトカム）、(4)「影響・貢献」（インパクト）を用いている。同時に、広州市および館の実際の状況に応じて、部分指標にたいして調整を行った。例えば 3 級指標 2 個（「人口 1 人当たりの蔵書冊数」、「人口 1 人当たりの貸出冊数」）を新たに増設し、一方では 3 級指標 7 個（例えば「人口千人当たりの資料費」、「巡回図書館」、「人口千人当たり登録者数」、「登録者によるデジタル文献のダウンロード回数」、「図書館間の相互貸借を処理する日数」、「登録者の年平均来館回数」など）を修正した。3 級指標 2 個（「サービス半径」、「閉架式の場合、出納にかかる平均時間」）は採用していない。これらの措置は、広州図書館の状況に合わせたものと考えられる。

図表 19　国際大都市図書館の指標体系

図表 19-1　国際大都市図書館の指標体系: (1) 施設と資源（投入）

	指標	説明、データの獲得方法
1.1	施設	
1.1.1	建物面積	目的：建物の規模の評価 範囲：中央館の面積、および分館がある場合は図書館システム全体の面積 獲得：図書館の原建築資料による
1.1.2	分館数	目的：分館数の評価 獲得：図書館の業務管理部門、または図書館サイトが提供した最新資料による
1.1.3	閲覧席数	目的：館内での読書について収容者数の評価 範囲：中央館の席数、および分館がある場合は図書館システム全体の席数 獲得：閉館時に人による計測、または図書館の原建築資料による 備考：集会室など、読書に用いられない席は含まない
1.1.4	利用者用コンピュータの台数	目的：利用者用のコンピュータの投入の評価 範囲：中央館の台数、および分館がある場合は図書館システム全体の台数 獲得：閉館時に人による計測、または図書館の業務管理部門による 備考：職員用のコンピュータは含まない。一時的に利用できないコンピュータは含めてよい
1.2	人的資源	
1.2.1	職員総数	目的：図書館への人的資源の投入の評価

		範囲：中央館の人数、および分館がある場合は図書館システム全体の人数 獲得：図書館の人的資源部門による 備考：正規職員を 1 とし、パートタイムや一時雇用の職員は正規職員の時間数に換算する
1.2.2	職員の質	目的：図書館員の専門的な質の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：専門的図書館員の比率 獲得：図書館の人的資源部門による 備考：専門的図書館員/図書館職員総数×100 (%)
1.2.3	職員の訓練	目的：利用者のニーズに応えるために、図書館が職員に提供する訓練を評価する 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：各職員が受けた平均訓練時間 獲得：図書館の人的資源部門による 備考：（各種の訓練課程の参加人数×訓練課程時間）/職員総数（時間）
1.2.4	職員の職業キャリア設計	目的：職員の職業キャリアとの関わりで図書館の管理職位を評価する 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：図書館職員のための専門的職位 獲得：図書館人的資源部門による 備考：図書館の専門的職位の階級数を計算する
1.3 文献資源		
1.3.1	蔵書冊数	目的：図書館が提供する蔵書冊数の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 備考：定期刊行物や新聞の種類数などを含む
1.3.2	年間増加冊数の比率	目的：図書館蔵書の増大の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：年間増加比率 獲得：1.3.1 による 備考：（今年の蔵書冊数－昨年の蔵書冊数）/昨年の蔵書冊数×100 (%)
1.3.3	文化的多様性	目的：図書館サービスの文化的、言語的な多様性の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：蔵書での異なる言語の数、蔵書での外国語図書の比率、

		図書館サイトや館内での表示に用いられている言語の数など 獲得：蔵書での異なる言語の数、蔵書での外国語図書の比率などは、図書館業務管理部門による。 備考：蔵書での外国語図書の比率：外国語図書の蔵書冊数/蔵書冊数×100 (%) 外国語図書には国内の民族的マイノリティの言語による図書も含める
1.3.4	電子資源	目的：多様な電子資源の投入の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：資料費全体に占める電子資源費の比率 獲得：図書館財務部門による 備考：電子資源費予算/資料費総予算×100 (%)
1.4 予算と資金		
1.4.1	予算と資金	目的：図書館事業発展のための資金投入の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：図書館予算総額 獲得：図書館財務部門による 備考：資料費、施設・設備費、人件費、訓練費、その他を含む
1.4.2	予算の増加率	目的：予算投入の増加の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：年毎の図書館予算の増加率 獲得：図書館財務部門、1.4.1 による 備考：(今年の予算総額－昨年の予算総額) /昨年の予算総額×100 (%)
1.4.3	人口千人当たりの資料費	目的：人口 1 人当たりの資料費の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：人口 1 人当たりの図書館資料費 獲得：図書館財務部門、1.4.1、地元政府の統計による 備考：人口千人当たりの資料費：資料費/住民数×1000
1.4.4	人的資源の投入	目的：人的資源の投入の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：図書館予算に占める人的資源予算の比率 獲得：図書館財務部門、1.4.1 による 備考：人的資源予算/図書館予算×100 (%)

図表 19-2　国際大都市図書館の指標体系: (2) サービス実績（産出）

	指標	説明、獲得方法
2.1	便利なサービス	
2.1.1	開館時間	目的：開館時間が利用者に便利か評価する 範囲：個々の図書館 定義：通年開館 獲得：図書館業務管理部門、サイトによる 備考：週日開館、週日と週末開館、1 日の平均開館時間などを問う
2.1.2	遠隔サービス	目的：遠隔サービスの提供能力の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：遠隔サービスの提供力 獲得：図書館業務管理部門、サイトによる 備考：遠隔はネットと電話として定義する 蔵書目録へのアクセス､蔵書目録へのアクセスと資料の提供､蔵書目録へのアクセスと資料の提供およびオンライン参考サービスなどの遠隔サービス
2.1.3	サービス半径（範囲）	目的：距離の点で便利なサービス提供の評価 範囲：図書館システム 定義：家庭と分館との平均距離（時間） 獲得：図書館業務管理部門、地元の文化年鑑、計算による
2.1.4	巡回（移動）図書館	目的：潜在的利用者への便利なサービスの評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：移動図書館の種類と年間のサービス頻度 獲得：図書館業務管理部門による 備考：移動図書館の種類には、社区図書館、軍隊キャンプ図書館、病院図書館、企業図書館、長距離バス駅の図書館などを含む
2.2	利用者数	
2.2.1	人口千人当たりの登録者数	目的：地元住民への図書館サービスの評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：人口千人当たりの当年登録者数 獲得：図書館業務管理部門、地元政府の統計による 備考：当年登録者数/当地常住人口数×1000　(%)
2.2.2	人口千人当たりの来館回数	目的：地元住民への図書館サービスの評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体

		定義：人口千人当たりの来館者数 獲得：入口での自動機械計算、地元政府の統計による 備考：年間延べ入館者数/当地常住人口数×1000　(%)
2.2.3	図書館ホームページ(主ページ)の訪問数	目的：図書館サイトへの訪問の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：週平均の図書館サイト訪問数 獲得：自動計算システムでのサンプル調査による
2.3　貸出の量		
2.3.1	蔵書回転率	目的：図書館蔵書の利用の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：蔵書冊数が貸出された年平均回数 獲得：図書館業務管理部門による 備考：年間貸出冊数/貸出可能な蔵書冊数
2.3.2	1回当たりの貸出冊数制限	目的：図書館の貸出サービスの評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：利用者が1回当たりに借り出せる冊数の上限 獲得：図書館業務管理部門、貸出ガイドラインによる
2.3.3	登録者によるデジタル文献のダウンロード回数	目的：電子資源の利用の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：登録者によるデジタル文献の年間ダウンロード回数 備考：登録者がダウンロードした電子図書館データベース文献資料の年間篇数（回数）/登録者数
2.4　サービス効率		
2.4.1	資料の発注から受入れまでにかかる平均日数	目的：資料受入れの効率の評価 範囲：個々の図書館 定義：発注から到着までにかかる平均日数 獲得：図書館収書部門、ランダムサンプル調査による 備考：寄贈書、資料交換、刊行前の発注資料は除く
2.4.2	資料の受入れから配架までにかかる平均日数	目的：目録作業の効率の評価 範囲：個々の図書館 定義：到着から配架までにかかる平均日数 獲得：図書館収書部門、ランダムサンプル調査による
2.4.3	閉架式の場合、出納にかかる平均時間	目的：資料提供の効率の評価 範囲：個々の図書館 定義：利用者の請求から手渡すまでにかかる平均時間 獲得：図書館読者サービス部門、ランダムサンプル調査による

2.4.4	図書館間の相互貸借を処理する日数	目的：相互貸借サービスの効率の評価 範囲：個々の図書館 定義：一定の期間内に獲得する相互貸借資料の比率 獲得：図書館相互貸借部門、ランダムサンプル調査による 備考：一定の期間とは、相互貸借の依頼から資料の到着までで、7 日、14 日、21 日、30 日、60 日などである
2.4.5	オンライン参考質問への回答時間と正答率	目的：参考サービスの効率と質の評価 範囲：個々の図書館 定義：オンライン参考質問への平均回答時間と正答率 獲得：図書館参考サービス部門、ランダムサンプル調査による 備考：ランダムサンプル調査の場合、図書館員には知らせないで、代表的な参考質問の一覧を作成しておき、また前もって利用者を代表するような疑似利用者を選び、調査にあたる

図表 19-3　国際大都市図書館の指標体系: (3) サービス成果（アウトカム）

	指標	説明、獲得方法
3.1	投入にたいする利用（吸引力）	
3.1.1	登録者の年平均来館回数	目的：図書館が利用者を引きつける魅力の評価 範囲：個々の図書館 定義：登録者の年平均来館回数 獲得：入口での自動機械計算、図書館業務管理部門による 備考：年間の延べ入館者数/登録者数
3.1.2	実質貸出密度	目的：登録者による貸出、蔵書の質、蔵書の魅力の評価 範囲：個々の図書館 定義：登録者 1 人当たりの年間の平均貸出冊数 備考：年間貸出冊数/登録者数
3.1.3	コンピュータの利用率	目的：コンピュータの利用の評価 範囲：個々の図書館 定義：一定の時間内でのコンピュータの利用率 獲得：ランダムサンプル調査による 備考：職員用のコンピュータは含まない。利用できないコンピュータもコンピュータ台数に入れる 利用者が使用中のコンピュータの台数/利用者用のコンピュータ台数
3.1.4	閲覧座席の利用率	目的：閲覧席の利用の評価

		範囲：個々の図書館 定義：一定の時間内での閲覧席の利用率 獲得：実際に調査 備考：閲覧席の利用率：任意の指定時間内に使用された座席数/座席総数 集会室の席など読書用でない席は含めない。読者不在でも、鞄、衣服などがあれば含める
3.2	読者の満足度	
3.2.1	蔵書への満足度	目的：蔵書への利用者の満足度の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：蔵書への利用者の満足度 獲得：利用者調査による 備考：5 段階の評価を用い、「1」が最悪、「5」が最良で、利用者は蔵書の質と量について評価をする。全体の平均点を算出する
3.2.2	図書館環境への満足度	目的：図書館環境への利用者の満足度の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：図書館環境への利用者の満足度 獲得：同上 備考：同上
3.2.3	職員への満足度	目的：職員への利用者の満足度の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：職員への利用者の満足度 獲得：同上 備考：同上
3.2.4	図書館サイトへの評価フィードバック	目的：図書館サイトへの利用者の満足度の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：図書館サイトへの利用者の満足度 獲得：同上 備考：同上

図表 19-4　国際大都市図書館の指標体系:(4) 影響・貢献（インパクト）

指標		説明、獲得方法
4.1	社会的影響	
4.1.1	メディアの注目度	目的：図書館がメディアや社会から得た注目度の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体

		定義：地元新聞で図書館が取り上げられた回数 備考：地元新聞を数紙とりあげ、そこでの図書館関係の記事数を数え、対象とした新聞数で割る
4.1.2	図書館立法	目的：図書館が政府から得た注目度の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：図書館の立法への参加 獲得：専門家によるグレードの評価 備考：グレード 1：図書館は経営規則を完成。グレード 2：図書館は地元の図書館細則の草案作成に参加。グレード 3：図書館は地元の図書館法の草案作成に参加。グレード 4：図書館は全国的な図書館法の草案作成に参加。グレード 5：図書館は国際的な図書館法の草案作成に参加 専門家による評価の平均点：グレードの総点/グレード評価をした専門家の数
4.1.3	社会による支援	目的：図書館が社会から得た支援の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：図書館予算にたいする寄贈や寄付の比率 獲得：図書館財政部門による 備考：個人や外部団体からの支援の額/図書館予算×100 (%)
4.1.4	ブランド効果	目的：社会から得た図書館のブランドへの評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：社会に最も影響力がある図書館のブランド名 獲得：専門家によるグレードの評価 備考：ブランド名とは、図書館サービス、図書館データベース、図書館出版物などであってよい。 グレード 1：図書館のブランド名は当該市に顕著な影響力がある。グレード 3：図書館のブランド名は全国的に顕著な影響力がある。グレード 5：図書館のブランド名は国際的に顕著な影響力がある。 専門家による評価の平均点：グレードの総点/グレード評価をした専門家の数
4.2 社会的貢献		
4.2.1	市と市民の文化の質の向上	目的：図書館が市の文化建設、文化知識の浸透、市民の文化の質に果たす潜在的影響力の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：市と市民の文化の質の向上への図書館の貢献

		獲得：専門家によるグレードの評価 備考：5 段階の評価を用い、「１」が最悪、「5」が最良で、専門家が評価をする。 専門家による評価の平均点：グレードの総点/グレード評価をした専門家の数
4.2.2	市の経済や社会の発展の促進	目的：図書館が経済や社会の発展に果たす潜在的影響力の評価 範囲：中央館、および分館がある場合は図書館システム全体 定義：地元の経済や社会の発展への貢献 獲得：同上 備考：同上

資料源：王世偉『国家大都市図書館指標体系』上海科学技術文献出版社, 2009

おわりに

今回の調査の経過を示しておきたい。2010 年の 5 月頃から、上海図書館上海科学技術情報研究所・情報諮問研究センターの劉暁丹、徐宏宇さんと調査を行うテーマについて検討を開始した。今回はこれまでと違って、センターの方からもテーマを提案していただくことにした。7 月中旬になって、センターの方からは電子図書と図書館基準が提案されてきた。

8 月下旬に上海を訪れたときに、1 日をかけて提案されたテーマを検討した。劉暁丹さんなど調査チームが、電子図書について上海図書館などの現状を実物も用意して説明してくださったが、この分野は日進月歩で報告書の作成自体は図書館実務の上で参考になるが、その内容は 1 年も経過すると過去のものになると思われたので採用しなかった。そして図書館の基準や評価の方の調査を進めることにした。

9 月上旬になって、図書館の基準や評価についての全体構想が送られてきた。それは目次の構成として提示されたのだが、大学図書館や学校図書館なども含んでおり、かなり大部なものになる可能性があった。そこで今回はとりあえず公共図書館に限定して調査を行うことにした。報告書『中国公共图书馆的评价体系及发展现状调查报告』(『中国公共図書館の評価システムと現状』) が送られてきたのは 2010 年末である。今回は中国語の報告書を筆者の方で日本語に翻訳することにした。そして 2 か月かけて、徐瑛（上海在：元京都大学大学院教育学研究科図書館情報学研究室助手）と筆者が日本語訳を行った。

2011 年 3 月中旬に上海で 1 日をかけて、報告書についての意見の交換、疑問点についての質疑、それに当方からさらに調査をお願いしたい事柄を指摘した。この検討会では語句の細かい疑問点には触れなかった。そして帰国後に細かい語句の詰めに取りかかったが、これについては京都大学医学図書館の桜井待子さんの協力を得られた。

本書第 4 章「国際大都市図書館指標体系」については、元の中国語の報告書『中国公共图书馆的评价体系及发展现状调查报告』では簡略なものであったが、この部分は筆者が大幅に加筆した。以前に上海を訪れたとき、上海図書館内の書店で『国際大都市図書館指標体系研究』という 500 頁を超える大部の図書をみつけた。この図書について上海図書館国際交流部長の沈麗雲さんと話していると、沈さんは執筆者の 1 人（シンガポールの事例研究）で、複本をお持ちで、ありがたいことに 1 冊いただけた。『国際大都市図書館指標体系研究』は中国語と英語が対照になっており、大きく 3 部構成である。第 1 部は「国際大

都市図書館指標体系とその説明」（p. 2-63）であり、本書はこの部分（説明の部分 p. 52-63 を除く）を取り込んで一覧表としてまとめてみた。なお『国際大都市図書館指標体系研究』には、本書で示した 45 項の指標について、参考にした典拠となる文献が示されており、実はこれが重要なのだが、残念ながら割愛した。参考までに同書の第 2 部は事例研究、第 3 部は関連する研究である。事例研究では、ニューヨーク公共図書館、フランス国立図書館、シンガポール国立図書館、香港公共図書館、上海図書館が取り上げられている。

そうした経過を経て、また調査報告書に加筆して完成したのが本書である。大学図書館などの基準についても、時間が許せば調査したいと考えている。

川崎良孝

2011 年 5 月 1 日

京都図書館情報学研究会と刊行物

京都図書館情報学研究会は 1999 年に発足した研究会（当初は京都大学図書館情報学研究会、2010 年から現名）で、さまざまな人からの援助を得つつ、良質の図書館情報学の図書、とりわけ学術的著作の刊行を目指しています。日本図書館協会の販売協力によって、以下の図書を刊行できました。今後も工夫しつつ、年に数点の刊行を目指しています。

- 川崎良孝編著（長尾真監修）『大学生と『情報の活用』：情報探索入門;京都大学全学共通科目講義録』（1999 年 3 月）絶版
- 川崎良孝解説・訳『ボストン市立図書館は、いかにして生まれたか：原典で読む公立図書館成立期の思想と実践』（1999 年 10 月）
- 川崎良孝・高鍬裕樹著『図書館・インターネット・知的自由: アメリカ公立図書館の思想と実践』（2000 年 4 月）絶版
- ウェイン・A.ウィーガンド編著『『図書館の権利宣言』を論じる』（川崎良孝・薬師院はるみ訳, 2000 年 9 月）
- バーバラ・M.ジョーンズ著『図書館・アクセス・知的自由: 公立図書館と大学図書館の方針作成』（川崎良孝・村上加代子訳, 2000 年 11 月）絶版
- 河井弘志著『ドイツ図書館学の遺産: 古典の世界』（2001 年 4 月）絶版
- 川崎良孝編著（長尾真監修）『大学生と『情報の活用』：情報探索入門;京都大学全学共通科目講義録（増補版）』（2001 年 4 月）絶版
- 呉建中・塩見昇・川崎良孝著　菅待子訳　川崎良孝編『21 世紀の図書館を考える: 中国・日本・アメリカ』（2001 年 10 月）絶版
- 川崎良孝編著『図書館・図書館研究を考える: 知的自由・歴史・アメリカ』（2001 年 12 月）絶版
- スザンヌ・ヒルデンブランド著『図書館史に女性を書きこむ』（田口瑛子訳, 2002 年 6 月）絶版
- 川崎良孝解説・訳『公教育と図書館の結びつき: ホーレス・マンと学校区図書館』（2002 年 7 月）絶版
- ヘンリー・ライヒマン著『学校図書館の検閲と選択: アメリカにおける事例と解決方法（第 3 版）（川崎佳代子・川崎良孝訳, 2002 年 9 月）

・川崎良孝著『図書館裁判を考える: アメリカ公立図書館の基本的性格』(2002 年 11 月)
・イーヴリン・ゲラー著『アメリカ公立図書館で禁じられた図書: 1876－1939 年、文化変容の研究』(川崎良孝・吉田右子訳, 2003 年 10 月)
・トニ・セイメック著『図書館の目的をめぐる路線論争－アメリカ図書館界における知的自由と社会的責任: 1967－1974 年』(川崎良孝・坂上未希訳, 2003 年 10 月)
・ジョアン・E.パセット著『アメリカ西部の女性図書館員：文化の十字軍、1900－1917 年』(宮崎真紀子・田口瑛子訳, 2004 年 3 月)
・川崎良孝編著　吉田右子・高鍬裕樹・金智鉉・繆国琴・郭過渡・沈麗雲著『技量の継続的向上を求めて：図書館員の研修に関する国際動向』(*KSP* シリーズ 1, 2004 年 5 月)
・河井弘志編訳『司書の教養』(*KSP* シリーズ 2, 2004 年 8 月) 絶版
・ウェイン・A.ウィーガンド著『手に負えない改革者：メルヴィル・デューイの生涯』(川崎良孝・村上加代子訳, 2004 年 9 月)
・マイケル・F.ウィンター著『技量の統制と文化：司書職の社会学的理解に向けて』(川崎良孝訳, 2005 年 1 月)
・メアリー・リー・バンディ、フレデリック・J.スティロー編著『アメリカ図書館界と積極的活動主義 :1962－1973 年』(川崎良孝・森田千幸・村上加代子訳, 2005 年 7 月)
・アビゲイル・A.ヴァンスリック著『すべての人に無料の図書館：カーネーギー図書館とアメリカ文化　1890－1920 年』(川崎良孝・吉田右子・佐橋恭子訳, 2005 年 9 月) 絶版
・高鍬裕樹著『デジタル情報資源の検索』(*KSP* シリーズ 3, 2005 年 9 月) 絶版
・エリザベス・ロング著『ブッククラブ：アメリカ女性と読書』(田口瑛子訳, 2006 年 3 月)
・川崎良孝著『アメリカ公立図書館・人種隔離・アメリカ図書館協会：理念と現実との確執』(2006 年 3 月)
・バーバラ・T.メイツ著『高齢者への図書館サービスガイド : 55 歳以上図書館利用者へのプログラム作成とサービス』(*KSP* シリーズ 4, 高島涼子・川崎良孝・金智鉉訳, 2006 年 11 月) 絶版
・王漢棟・王萍・魏家雨編著『新しい調査研究サービス: 上海図書館・科学技術研究所の経験』(*KSP* シリーズ 5, 櫻井待子・徐瑛・川崎良孝訳, 2006 年 10 月)
・塩見昇・川崎良孝編著『知る自由の保障と図書館』(2006 年 12 月) 絶版
・高鍬裕樹著『デジタル情報資源の検索（増訂版)』(*KSP* シリーズ 6, 2007 年 3 月) 絶版
・ウェイン・A.ウィーガンド著『司書職の出現と政治：アメリカ図書館協会　1876－1917 年』(川崎良孝・吉田右子・村上加代子訳, 2007 年 3 月)
・呉建中著『21 世紀の図書館：世界のなかの中国の図書館』(川崎良孝・櫻井待子・村上

加代子訳, 2007 年 7 月）

・ダグラス・レイバー著『司書職と正当性：公立図書館調査（Public Library Inquiry のイデオロギー』（川崎良孝訳, 2007 年 9 月）

・ジョン・E.ブッシュマン著『民主的な公共圏としての図書館：新公共哲学の時代に司書職を位置づけ持続させる』（川崎良孝訳, 2007 年 11 月）

・キャスリーン・デ・ラ・ペーニャ・マックック著『アメリカ公立図書館職入門』（田口瑛子・川崎良孝・村上加代子訳, 2008 年 3 月）

・ジョン・E.ブッシュマン、グロリア・J.レッキー編著『場としての図書館：歴史、コミュニティ、文化』（川崎良孝・久野和子・村上加代子訳, 2008 年 9 月）絶版

・河井弘志著『ドイツの公共図書館思想史』（2008 年 10 月）

・アレクサンドラ・ヤロウ, バーバラ・クラブ, ジェニファーリン・ドレイパー著『公立図書館・文書館・博物館：協同と協力の動向（IFLA 専門報告第 108 号)』（*KSP* シリーズ 7, 垣口弥生子・川崎良孝訳, 2008 年 12 月）注：本報告書は非売品です。ご希望の方は切手 400 円分を添えて、事務局にお申し込みください。

・高鍬裕樹著『デジタル情報資源の検索（増訂第 2 版)』（*KSP* シリーズ 8, 2009 年 3 月）絶版

・金暁明・章騫・沈麗云・川崎良孝著『上海図書館とアウトリーチ・サービス』（*KSP* シリーズ 9, 2009 年 4 月）注：本報告書は非売品です。ご希望の方は切手 400 円分を添えて、事務局にお申し込みください。

・呉建中・邱五芳・金暁明・範并思・沈麗云著『中国の図書館と図書館学：歴史と現在』（沈麗云・櫻井待子・川崎良孝訳, 2009 年 7 月）

・エド・デーンジェロ著『公立図書館の玄関に怪獣がいる：ボストモダンの消費資本主義は、どのようにして民主主義、市民教育、公益を脅かしているのか』（川崎良孝・久野和子・藤野寛之訳, 2009 年 10 月）絶版

・キャサリン・シェルドリック・ロス、リン（E.F.）マッケクニー、ポーレット・M.ロスバウアー著『読書と読者：読書、図書館、コミュニティについての研究成果』（川崎佳代子・川崎良孝訳, 2009 年 12 月）絶版

・ジョージ・ボビンスキー著『図書館と図書館職：挑戦と変革の 60 年, 1945－2005 年』（田口瑛子・川崎良孝訳, 2010 年 3 月）

・バーバラ・ジョーンズ著『大学図書館で知的自由を擁護する :現場からのシナリオ』(川崎良孝・前川敦子・桑原千幸訳, 2010 年 5 月）

・川崎良孝編著『揚子江デルタ地域の公立図書館：調査報告書（2009 年 10 月－2010 年 1 月)』（*KSP* シリーズ 10, 2010 年 5 月）注：本報告書は非売品です。ご希望の方は切手 600 円分を添えて、事務局にお申し込みください。

・パット・R.スケールズ『学校図書館で知的自由を擁護する：現場からのシナリオ』（川崎良孝・久野和子・福井佑介、谷口智恵訳, 2010 年 7 月）

・川崎良孝・高鍬裕樹著『図書館利用者と知的自由：管轄領域、方針、事件、歴史』（2011年1月）
・高鍬裕樹著『デジタル情報資源の検索（増訂第3版）』（*KSP*シリーズ11, 2011年2月）

今回の川崎良孝・徐瑛著『中国公共図書館の評価システムと現状』は以下のチームがサポートしました。

総　　括：櫻井待子（京都大学医学図書館）
編集校正：櫻井待子・川崎良孝
表紙デザイン：徐瑛
章題デザイン：坂上未希（箕面市立図書館）
ロゴ作成：服部芳明

研究会代表　川崎　良孝

著者紹介

川崎　良孝

1998 年　京都大学大学院教育学研究科教授

主要業績 :『アメリカ公立図書館・人種隔離・アメリカ図書館協会 : 理念と現実との確執』（京都大学図書館情報学研究会発行, 日本図書館協会発売, 2006）:『図書館の原則（改訂 3 版）図書館における知的自由マニュアル（第 8 版)』(翻訳, 日本図書館協会, 2010）:『図書館利用者と知的自由：管轄領域、方針、事件、歴史』（京都図書館情報学研究会発行, 日本図書館協会発売, 2011 年 1 月）ほか

徐　瑛

主要業績 :『調査研究サービスの理論と実際：上海図書館・科学技術情報研究所の経験』（京都大学図書館情報学研究会発行, 日本図書館協会発売, 2006 年 10 月）ほか

劉暁丹・徐宏宇

上海図書館上海科学技術情報研究所・情報諮問研究センター

『中国公共図書館の評価システムと現状』

2011 年 5 月 25 日　　非売品

著　者　川崎良孝・徐瑛・劉暁丹・徐宏宇

発　行　京都図書館情報学研究会

〒606-8501　京都市左京区吉田本町

京都大学大学院教育学研究科図書館情報学研究室内

電話 075-753-3077

発　売　日本図書館協会

〒104-0033　東京都中央区新川 1-11-14

電話 03-3523-0811

表紙デザイン　徐瑛

川崎良孝･徐瑛･劉暁丹･徐宏宇 著

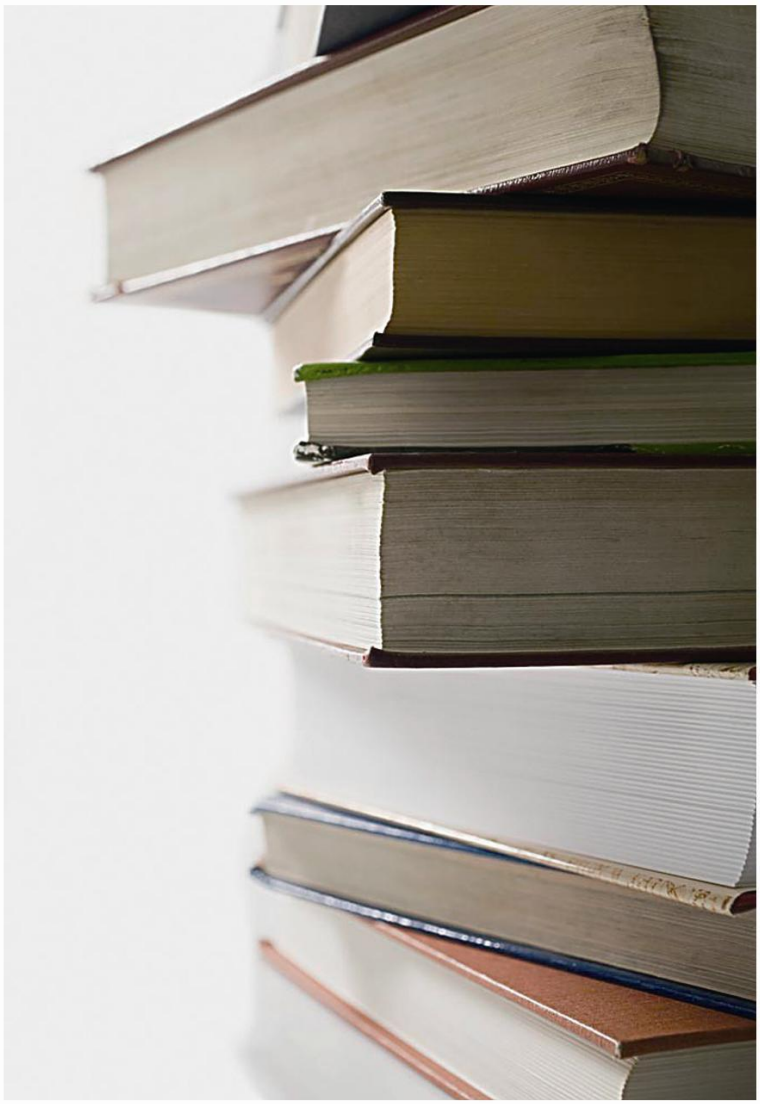

発行：京都図書館情報学研究会

KSPシリーズ12